

雇用保険に係る不服申立て及び 訴訟に関する業務取扱要領

平成28年4月
職業安定局雇用保険課

目 次

第 1	不服申立て及び訴訟の概要	1
1	行政不服申立制度の概要	1
2	教示制度の概要	1
3	行政事件訴訟の概要	2
第 2	労審法による審査請求	4
1	概 要	4
2	審査請求の対象となる処分	4
3	雇用保険審査官	14
4	雇用保険審査参与	16
5	雇用保険審査官に対する審査請求手続	18
6	要件審理	27
7	本案審理	29
8	審査請求手続の終了	48
9	審査に伴う事務	56
10	労働保険審査会に対する再審査請求手続	65
11	決定を経ない再審査請求	67
第 3	行審法による不服申立て	69
1	概 要	69
2	処分についての審査請求	69
3	不作為についての審査請求	73
第 4	行政事件訴訟	75
1	概 要	75
2	取消訴訟	75
3	その他の訴訟	79
第 5	審査請求関係事務様式（参考）	81

第1 不服申立て及び訴訟の概要

1. 行政不服申立制度の概要

行政不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為によって、自己の権利利益を侵害された者に対し、広く行政庁に対し不服申立てをすることができるための制度を定めることにより簡易迅速かつ公正な手続によって国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とする。

行政不服申立てに関する一般法としては、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)があるが、労働保険を対象とする特別法として労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。)があり、雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。)第69条から第71条までの規定により、雇用保険に関する処分のうち一定のものについての不服申立ては、この労審法により行うこととされている。

すなわち、雇用保険業務に係る公共職業安定所及び地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の長(以下、公共職業安定所長と地方運輸局長を「安定所長等」という。)、歳入徴収官及び都道府県労働局長の処分又は不作為、審査請求についての都道府県労働局長、厚生労働大臣及び雇用保険審査官(以下「審査官」という。)の不作為並びに再審査請求についての労働保険審査会(以下「審査会」という。)の不作為に不服のある者は、労審法又は行審法の定めるところによって不服申立てをすることができる。

しかし、雇保法第69条第1項に規定する処分については、労審法の定めるところによって審査請求及び再審査請求をすることができ、その他の処分又は不作為(雇保法第69条第1項に規定する処分についての不作為を含む。)については、行審法の定めるところによって審査請求をすることができる。

2. 教示制度の概要

教示制度は、行政庁が処分をする際に処分の相手方に対し、当該処分に不服のある場合は不服申立制度による救済を受けられる旨を教示し、同制度の十分な活用を図ることを目的とするものである。

- (1) 行政庁は、不服申立てをすることができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期

間、さらには再審査請求、取消訴訟について教示しなければならない（行審法第 82 条第 1 項、行訴法第 46 条第 1 項）。

また、利害関係人から教示を求められたときも教示しなければならない（行審法第 82 条第 2 項）。

この場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、書面で教示しなければならない（同条第 3 項）。

- (2) 行政庁が、(1) の教示をしなかったときは、当該処分について不服のある者は、当該処分をした行政庁に不服申立書を提出することができることになっている（行審法第 83 条第 1 項）から、当該処分が処分をした行政庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分をした行政庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない（同条第 3 項）。

この場合の不服申立書の記載事項については、審査請求の場合（行審法第 19 条（第 5 項第 1 号及び第 2 号を除く。））の規定が準用されている（同法第 83 条第 2 項）。

- (3) 審査請求をすることができる処分について、行政庁が誤って審査請求すべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合には、当該教示された行政庁は、速やかに、審査請求書を当該処分をした行政庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し（送付を受けた当該処分をした行政庁は速やかにこれを審査庁となるべき行政庁に送付し）、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない（行審法第 22 条第 1 項、第 2 項）。

- (5) なお、第 2 の 5 の (2) のロの (ロ) 参照。

3. 行政事件訴訟の概要

雇用保険業務に係る行政庁の処分、裁決（決定を含む。以下この頁において同じ。）又は不作為について不服のある者は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。）の定めるところによって抗告訴訟をすることができるが、それには処分の取消しの訴え、裁決の取消しの訴え、無効等確認の訴え及び不作為の違法確認の訴えの 4 種類がある（同法第 3 条）。

なお、雇用保険業務に係る処分のうち、雇保法第 69 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない（雇保法第 71 条）－不服申立前置主義－が、上記処分以外の処分の取消しの訴え及び不作為（上記処分に係る不作為を含む。）の違法確認の訴えについては、行審法の定める不服申立ての手続きを経ることなく、直ちに提起することもできる（行訴法第 8 条第 1 項、第 38 条第 4 項）。

ただし、雇保法第 69 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えについては、

審査請求がされた日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき及び処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他決定を経ないことにつき正当な理由があるときに限り、審査官の決定を経ないで提起することができる（雇保法第69条第2項、行訴法第8条第2項）。

第2 労審法による審査請求

1. 概 要

雇保法に基づく被保険者の資格の得喪の確認に関する処分、失業等給付に関する処分又は不正受給に係る返還命令若しくは納付命令が行われた場合、その処分に不服のある者は、審査官に審査請求をすることができ、審査官の決定に不服のある場合は、審査会に再審査請求をすることができる（同法第69条第1項）。

審査官又は審査会の行う審査又は再審査に関する手続きは、後述のごとく原則として労審法に定められているが、教示や不作為についての審査請求等については、行審法の規定（同法第22条、第6章）が適用される（雇保法第69条第4項）。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第25条第2項の確認に関する処分が行われた場合にも、その処分に不服のある者は、同様な手続きによって審査請求及び再審査請求をすることができる（激甚災害法第25条第8項）。

かかる審査制度が特別に設けられた理由は、審査請求人が通常失業者であり、訴訟の手続を要求するのでは、その煩雑さと費用のために、行使すべき権利も遂に行使されずに終わることがあると考えられ、また、かかる処分が専門的技術的な性格を有し、かつ、大量に行われるものであるので、訴訟の提起前に雇用保険等の制度に習熟している機関によって具体的妥当な解決を求めようとする点にある。

したがって、審査制度は、簡易な手続きで審査請求ができ、専門の機関が実態に即して迅速かつ公正に処理できるように定められている。

2. 審査請求の対象となる処分

(1) 雇用保険に関する処分のうち審査官に審査請求を行うことができるのは次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの処分に限られる（雇保法第69条第1項）。

以下これら審査請求の対象となる処分（(2)に掲げる処分を含む。）を「原処分」という。

イ 被保険者の資格の得喪の確認に関する処分

被保険者の資格の得喪の確認に関する処分（以下「資格得喪の確認処分」という。）の内容には資格得喪の事実の有無の確認のみならず、その事実のあった年月日の確認も含まれるものである。資格得喪の確認処分の場合においては、当該処分が事業主の届出により又は職権によって行われた場合であっても、原処分を受けた者は、被保険者又は被保険者となるべき者であって、事業主ではない。

なお、資格得喪の確認処分については、特別の取り扱いがなされる。すなわち、雇保法第70条により資格得喪の確認処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができないものである。

この場合において「確定」とは、審査請求を提起することのできる期間が経過し、もはや当該処分について審査請求をすることができなくなった場合、再審査請求期間若しくは出訴期間の徒過により審査請求の決定若しくは再審査請求の裁決が確定した場合又は裁判の判決が確定した場合をいうものである。

この規定が設けられた理由としては、(1)資格得喪の確認処分から失業等給付に関する処分まで段階的に発展する一連の行為の結合により、具体的法律効果が完成することにかんがみ、先行行為たる資格得喪の確認処分が確定した場合には、後続行為である失業等給付に関する処分についての争いの中で争わせしめないことにより、法律関係の速やかな安定を図ること、(2)資格得喪の確認処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができるとすると、長期間経った後も古い事実関係を調べなくてはならないが、これを確実な証拠に基づいて判断することは非常に難しくなるため、そういう事態を避けること等があげられる。

したがって、確定した資格得喪の確認処分についての不服を理由として失業給付に関する処分について審査請求がなされた場合は審査請求が許されないものであるから、審査請求却下の決定がなされるべきものである。

ロ 求職者給付に関する処分

求職者給付に関する処分とは、たとえば、基本手当についていえば、ある金額の基本手当を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。

すなわち、「金〇円の基本手当を支給する。」又は「基本手当を支給しない。」旨の処分の如く、直接かつ具体的に法律効果を生ずる処分のみが審査請求の対象となる処分であって、基本手当支給の要件事実の判断は、審査請求の対象となる処分ではない。基本手当支給の手続について逐次これを示せば、次のとおりである。

なお、口座振込による基本手当の支給の場合、支給日ではなく、当該支給に係る認定日において認定を経て基本手当の支給についての処分がなされたものと解されるものであり、次において留意する。

(イ) 受給資格の否認

離職票を提出した者に労働の意思又は能力がないと認められること、被保険者期間が6箇月に満たないこと等の理由をもって安定所長等が受給資格なしと決定したときは、その決定を受けた者は、その後の手続を拒否せられ、基本手当の支給を受けられないのであるから、

受給資格否認の決定は「基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分と解される。

(ロ) 被保険者の種類の確認

雇保法第38条第2項の被保険者の種類の確認は、資格得喪の確認処分には含まれず、a. 一般被保険者とされたため受給資格を満たさなかった場合は「基本手当を支給しない。」旨の処分、b. 一般被保険者として受給資格を満たした場合は初回の支給日の「基本手当を支給する（特例一時金の支給を行わない）。」旨の処分、c. 短期間雇用特例被保険者と確認されたことにより特例一時金が支給された場合は「特例一時金を支給する（基本手当を支給しない）。」旨の処分、をそれぞれ対象として審査請求をすることとなると解される。

(ハ) 受給期間延長の申出の不承認

受給期間延長の申出をした者に対して、受給期間延長が認められる理由に当たらないこと等の理由をもって安定所長等が当該申出の不承認を決定したときは、その後、受給期間経過後、失業の認定を求めた段階で、受給期間が終了したことを理由とする基本手当の不支給処分に対して審査請求をさせることも考えられるが、受給期間の延長期間は、通常、長期に及ぶところであるので、受給者の受給権を保護し、事務処理を明確にする見地から、受給期間延長の申出の不承認の決定がなされた段階で、当該決定を対象とし、審査請求をさせることとする。

したがって、審査官は、受給期間延長の不承認の決定に不服のある者は、当該不承認の決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に「受給期間は延長しない（〇月〇日以後基本手当を支給しない）。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(ニ) 所定給付日数の決定

受給資格者証を交付する際に、公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）

（以下、公共職業安定所と地方運輸局を「安定所等」という。）は、所定給付日数を決定して記入する。この行為を所定給付日数の決定といっているのであるが、この行為は単に基本手当支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来その日数分しか基本手当を支給しないであろうということを示したにすぎないものであるから、このときには未だ基本手当の支給に関する処分はなく、後にその所定給付日数分の支給が終了し、以後もはや基本手当が支給されない段階に達したときに、はじめて「〇月〇日以後基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、審査官は、受給資格者証に記入された所定給付日数に不服のある者に対しては、その所定給付日数分の基本手当の支給を全

部受け終わった支給日の翌日から3か月以内に「〇月〇日以後基本手当を支給しない。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

所定給付日数の決定に対する不服の理由として資格得喪の年月日に関する確認処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず、当該確認処分の取消しを求めて審査請求をするよう指導する。

特定受給資格者に該当するか否かの離職理由の判定について不服がある者に対しても、これは所定給付日数の決定に対する不服の理由であるため、基本手当の支給終了に係る支給日の翌日から3か月以内に審査請求をするよう指導する。

なお、所定給付日数の決定に係る不服については、個別延長給付が支給される場合であっても、所定給付日数の支給終了に係る支給日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行うこととなるため、所定給付日数が終了する認定日においては、審査請求に係る教示を行うこととなることに留意すること。

(ホ) 基本手当日額の決定

受給資格者証を交付する際に安定所等は、基本手当日額を決定して記入する。この行為を基本手当日額の決定といっているのであるが、この行為は、単に基本手当支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来基本手当の支給にあたってはその日額の基本手当を支給するであろうということを示したにすぎないものであるから、このときにはまだ基本手当の支給に関する処分はなく、後に失業の認定を経て具体的に失業の認定に係る日数分の基本手当を支給するときに至って、はじめ、「金〇円の基本手当を支給する。」旨の基本手当の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、受給資格者証に記入された基本手当日額に不服のある者に対しては、失業の認定を経て、その日額の基本手当の支給を最初に受けた日の翌日から3か月以内に「金〇円の基本手当を支給する。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

基本手当日額に不服がある場合の審査請求については、最初に支給を受けた日の翌日から起算して3か月以内に行われることとなるため、審査請求を行う時点では、既に支給終了となっている場合であっても、審査請求期間内に行われた審査請求によって、当該認定対象期間に係る「金〇円の基本手当を支給する。」旨の処分が取り消された場合は、当該認定対象期間以後の期間について支給された基本手当に係る処分についても、取り消されることとなることに留意すること。

(ヘ) 失業の不認定

a 待期期間に係る失業の不認定については、それ自体が「〇月〇日から〇月〇日までの間は失業と認定しない。」旨の基本手当の支給に関する処分であると解される。

b 待期期間満了後（基本手当支給中）の失業の不認定については、支給日ごとになされる「金〇円の基本手当を支給する。」又は「基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分の理由にすぎないものであるから、「金〇円の審査請求をし、その不服の理由として、争うべきである。

このため、認定日になされた「〇月〇日から〇月〇日までの間は失業と認定しない。」との不認定についても、「〇月〇日から〇月〇日までの〇日分の基本手当を支給しない。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(ト) 給付制限

雇保法第 32 条又は第 33 条の給付制限は、「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間は基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給に関する処分である。

なお、離職理由の判定が不服の理由である場合、(ニ)の基本手当を支給しない旨の処分と実質的には同一の離職理由の判定に基づく処分に対する審査請求が行われることとなるが、それに基づく処分自体の時期及び審査請求時期については異なることに留意する。

(チ) 不正受給による支給停止処分

不正受給による支給停止処分は、「〇月〇日以後基本手当を支給しない。」旨の基本手当の支給停止処分である。

なお、不正受給による支給停止処分については、雇保法第 34 条第 1 項ただし書の「やむを得ない理由」があることを理由としても審査請求ができるものである。

ハ 就職促進給付に関する処分

就職促進給付に関する処分とは、たとえば、ある金額の再就職手当を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。すなわち、「金〇円の再就職手当を支給する。」又は「再就職手当を支給しない。」旨の処分の如く、直接かつ具体的に法律効果を生ずる処分が審査請求の対象となる処分である。

そこで、たとえば支給残日数の判定に係る所定給付日数に関して資格得喪の年月日に関する処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず、当該確定処分の取消を求めて審査請求をするよう指導する。

ただし、安定した職業に就いた日等支給要件の判断について誤りであることを主張する場合には、再就職手当の処分についての不服として取り扱う。

ニ 教育訓練給付に関する処分

教育訓練給付に関する処分とは、たとえば、ある金額の教育訓練給付を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。

すなわち、「金〇円の教育訓練給付金を支給する。」又は「教育訓練給付金を支給しない。」旨の処分の如く、直接かつ具体的に法律効果を

生ずる処分のみが審査請求の対象となる処分であって、教育訓練給付金の支給要件事実の判断は、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、一般被保険者でなくなってから1年以内に教育訓練の受講を開始したものでないことの理由をもって安定所長が不支給の決定をした場合において、その不支給の決定に対する不服の理由として資格得喪の年月日に関する処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず当該確認処分の取消を求めて審査請求するよう指導する。教育訓練給付の支給手続について逐次これを示せば、次のとおりである。

(イ) 支給要件の回答

教育訓練給付金支給要件照会票を提出した者に、受講開始（予定）日における支給要件期間が不足していることを回答した場合、当該受講開始（予定）日について支給申請がなされても支給要件を満たさないであろうことを示したにすぎず、これはその後の支給申請手続を拒否されるものではないため、教育訓練給付金の支給に関する処分とは解されない。

(ロ) 教育訓練給付の延長の申出の不承認

教育訓練給付の適用対象期間の延長の申出をした者（支給要件期間を満たしている者に限る。）に対して、延長が認められる理由に当たらないこと等の理由をもって安定所長が当該申出の不承認を決定したときは、その後、教育訓練給付に係る適用対象期間経過後に対象教育訓練の受講を開始し、当該対象教育訓練終了後に教育訓練給付の支給を申請した段階で、教育訓練給付の不支給処分に対して審査請求をさせることも考えられるが、適用対象期間の延長期間は、通常、長期に及ぶところであるので、その決定がなされた段階で、当該決定を対象とし、審査請求をさせることとする。

したがって、審査官は、延長の不承認の決定に不服がある者は当該不承認の決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に「教育訓練給付の適用対象期間の延長はしない。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(ハ) 教育訓練給付金に係る不正受給による支給停止処分

教育訓練給付金に係る不正受給による支給停止処分は、「〇月〇日以後教育訓練給付金を支給しない。」旨の教育訓練給付の支給に関する処分である。

なお、不正受給による支給停止処分については、雇保法第60条の3ただし書きの「やむを得ない理由」があることを理由としても審査請求ができるものである。

ホ 雇用継続給付に関する処分

雇用継続給付に関する処分とは、たとえば、高年齢雇用継続給付金についていえば、ある金額の高年齢雇用継続基本給付金を支給する旨の処分又は支給しない旨の処分をいう。すなわち、「金〇円の高年齢雇

用継続基本給付金を支給する。」又は「高年齢雇用継続基本給付金を支給しない。」旨の処分の如く、直接かつ具体的に法律効果を生ずる処分のみが審査請求の対象となる処分であって、高年齢雇用継続基本給付金の支給の要件事実の判断は、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、高年齢雇用継続給付の支給対象月の初日から末日まで引き続いて被保険者であることの要件を満たさないことの理由をもって安定所長が不支給の決定をした場合において、その不支給の決定に対する不服の理由として資格得喪の年月日に関する処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず、当該確認処分の取消を求めて審査請求をするよう指導する。

高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付の支給の手続について逐次これを示せば、次のとおりである。

(イ) 高年齢雇用継続給付受給資格の否認

高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書を高年齢雇用継続給付受給資格確認票として提出した者に、被保険者であった期間が5年以上ないこと等の理由をもって、安定所長が受給資格を否認したときは、その否認の決定を受けた者は、その後の手続を拒否せられ、「高年齢雇用継続給付を支給しない」旨の高年齢雇用継続給付の支給に関する処分と解される。

なお、受給資格の否認の決定に対する不服の理由として資格得喪の年月日に関する確認処分が誤りであることを主張する者に対しては、まず、当該確認処分の取消しを求めて審査請求をするよう指導する。

(ロ) 高年齢雇用継続給付に係る60歳到達時の賃金月額登録

高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書を交付する際に、安定所は、賃金月額を決定して記入する。この行為を賃金月額の登録といっているのであるが、この行為は、単に高年齢雇用継続給付の支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来高年齢雇用継続給付の支給にあたってはその賃金月額と各支給対象月の賃金額を基準として給付金を支給するであろうということを示したにすぎないものであるから、このときにはまだ高年齢雇用継続給付の支給に関する処分はなく、後に支給決定をして具体的に高年齢雇用継続給付を支給するときに至って、はじめて、「金〇円の高年齢雇用継続給付を支給する。」旨の高年齢雇用継続給付の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、受給資格確認通知書に記入された賃金月額に不服のある者に対しては、支給決定を経て、その支給を最初に受けた日の翌日から3か月以内に「金〇円の高年齢雇用継続給付を支給する。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(ハ) 高年齢再就職給付金の支給期間の決定

高年齢再就職給付金の受給資格の確認を通知する際に、安定所は、

支給期間を決定して記入する。この行為は、単に高年齢再就職給付金の支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来その期間を限度としてしか高年齢再就職給付金を支給しないであろうということを示したにすぎないものであるから、このときには未だ高年齢再就職給付金の支給に関する処分はなく、後にその支給期間が終了し、以後もはや高年齢再就職給付金が支給されない段階に達したときに、はじめて「〇月〇日以後高年齢再就職給付金を支給しない。」旨の高年齢再就職給付金の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、審査官は、高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書に記入された支給期間に不服のある者に対しては、その支給期間についての高年齢再就職給付金の支給を全部受け終わった支給日の翌日から3か月以内に「〇月〇日以後高年齢再就職給付金を支給しない。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(二) 高年齢雇用継続給付の延長の申出の不承認

基本手当の受給期間延長の申出と併せて高年齢雇用継続給付の延長の申出をした者に対して、延長が認められる理由に当たらないこと等の理由をもって安定所長が当該申出の不承認を決定したときは、その後、基本手当に係る受給期間経過後の再就職後に高年齢雇用継続給付の支給を申請した段階で、高年齢雇用継続給付の不支給処分に対して審査請求をさせることも考えられるが、基本手当の受給期間の延長期間は、通常、長期に及ぶところであるので、既に具体的な権利となっている高年齢雇用継続給付の受給権を保護し、事務処理を明確にする見地から、高年齢雇用継続給付の延長の申出の不承認の決定がなされた段階で、当該決定を対象とし、審査請求をさせることとする。

したがって、審査官は、延長の不承認の決定に不服のある者は、当該不承認の決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に「高年齢雇用継続給付の延長はしない（〇月〇日以後高年齢雇用継続給付を支給しない）。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

なお、通常の場合、高年齢雇用継続給付の延長申請と基本手当の受給期間延長の申出及びその不承認は同時になされることから、両者の審査請求は併合することとする。

(ホ) 高年齢雇用継続給付に係る不正受給による支給停止処分

高年齢雇用継続給付に係る不正受給による支給停止処分は、「〇月〇日以後高年齢雇用継続給付を支給しない。」旨の高年齢雇用継続給付の支給に関する処分である。

なお、不正受給による支給停止処分については、雇保法第61条の3ただし書きの「やむを得ない理由」があることを理由としても審査請求ができるものである。

(ハ) 育児休業給付受給資格等の否認

育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書を育児休業給付受給資格確認票として提出した者に、被保険者期間が 12 箇月に満たないこと等の理由をもって安定所長が受給資格を否認したときは、その否認の決定を受けた者は、その後の手続を拒否せられ、育児休業給付の支給を受けられないのであるから、受給資格否認の決定は「育児休業給付を支給しない。」旨の育児休業給付の支給に関する処分と解される。

また、支給対象となる期間雇用者に該当しないとの決定を受けた者は、その後の手続を拒否せられ、育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けられないのであるから、この決定は「育児休業給付又は介護休業給付を支給しない。」旨の育児休業給付又は介護休業給付の支給に関する処分と解される。

(ト) 育児休業給付に係る休業開始時の賃金月額登録

育児休業給付受給資格確認通知書を交付する際に、安定所は、賃金月額を決定して記入する。この行為を賃金月額の登録といっているのであるが、この行為は、単に育児休業給付の支給の要件事実をあらかじめ算出し、将来育児休業給付の支給に当たってはその賃金月額を基準として給付金を支給するであろうということを示したにすぎないものであるから、このときにはまだ育児休業給付の支給に関する処分はなく、後に支給決定をして具体的に育児休業給付を支給するときに至って、はじめて、「金〇円の育児休業給付を支給する。」旨の育児休業給付の支給に関する処分がなされるのである。

したがって、受給資格確認通知書に記入された賃金月額に不服のある者に対しては、支給決定を経て、その支給を最初に受けた日の翌日から 3 か月以内に「金〇円の育児休業給付を支給する。」旨の処分を対象として審査請求をするよう指導する必要がある。

(チ) 育児休業給付に係る支給対象期間の延長の否認

子が 1 歳に達する日の翌日において「保育が行われない場合」等の理由に該当しないとの判断に不服がある者は、子が 1 歳に達する日の前日までの期間についての支給処分に対して審査請求ができるものである。

(リ) 育児休業給付に係る不正受給による支給停止処分

育児休業給付に係る不正受給による支給停止処分は、「〇月〇日以後育児休業給付を支給しない。」旨の育児休業給付の支給に関する処分である。

なお、不正受給による支給停止処分については、雇保法第 61 条の 6 ただし書きの「やむを得ない理由」があることを理由としても審査請求ができるものである。

(ヌ) 介護休業給付受給資格の判断及び休業開始時の賃金月額の算定

みなし被保険者期間が 12 箇月に満たない場合、介護休業給付の受

給資格が生じないものであるが、休業開始時賃金月額証明書が提出された際には、これに係る安定所長の処分は行われず、介護休業給付金支給申請書が提出された際又は介護休業給付金支給申請書と休業開始時賃金月額証明票が合わせて提出された際に介護休業給付金の不支給決定処分として行われるものである。

また、休業開始時賃金月額についても、休業開始時賃金月額証明書のみが提出された場合には、この算定が行われず、支給申請を行った際にこの算定が行われ支給決定がなされるものである。

そこで、休業開始時賃金月額の算定結果に不服のある場合については、支給決定を受けた日の翌日から3か月以内に「金〇円の介護休業給付金を支給する。」旨の処分を対象として審査請求することとなる。

(4) 休業終了日を含む支給単位期間の支給額の決定

休業終了日を含む支給単位期間については支給終了日までの日数を、休業開始時賃金月額に支給日数を乗じることにより支給対象期間ごとの支給額の算定を行うこととなる。これについて不服のある場合については、算定された支給額についての支給決定処分に対して審査請求することとなる。

また、同一家族に係る介護休業給付金の支給日数の通算により、93日に達する日後の期間について支給されなかったことを不服とする場合に、93日に達する日までの期間についてなされた支給決定に対して審査請求することとなる。

(7) 介護休業給付金に係る不正受給による支給停止処分

介護休業給付金に係る不正受給による支給停止処分は、「〇月〇日以後介護休業給付金を支給しない。」旨の介護休業給付の支給に関する処分である。

なお、不正受給による支給停止処分については、雇保法第61条の8ただし書きの「やむを得ない理由」があることを理由としても審査請求ができるものである。

へ 不正受給による失業等給付の返還命令又は納付命令

返還命令の対象となる失業等給付には、偽りその他不正の行為によって支給を受けた失業等給付のほか、不正の行為のあった日以後に支給された失業等給付をも含むものである。

すなわち、偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けた者に対しては、安定所長は、その不正の行為によって支給を受けた失業等給付の支給について、既に行った支給処分を取り消すことはもちろんであるが、偽りその他不正の行為によって失業等給付の支給を受け、又は受けた者は、雇保法第34条、第60条の3、第61条の3、第61条の6、第61条の8の規定によって、その不正の行為のあった日以後の失業等給付の支給を受ける権利をはく奪されるべきものであるので、不正の行為のあった日以後に支給された失業等給付についても、安定

所長等（ただし、地方運輸局長は法第 34 条に限る。）は既に行った支給処分を取り消すものである。

返還命令は、この支給処分の取り消された失業等給付の返還を命ずる処分である。また、納付命令は、その不正の行為が特に悪質と認められるときに、当該不正の行為により受給した失業等給付の額の 2 倍に相当する額以下の金額の納付を命ずる処分である。

返還命令又は納付命令には、当該不正受給が不正受給者単独の不正行為によってなされた場合の返還命令又は納付命令と事業主（労働保険事務組合を含む。）又は職業紹介事業者等（雇保法第 10 条の 4 第 2 項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）の虚偽の届出、報告又は証明によってなされた場合の事業主（労働保険事務組合を含む。）又は職業紹介事業者等と不正受給者との双方に対する連帯返還命令又は連帯納付命令とあるが、連帯返還命令又は連帯納付命令に対しては、不正受給者と事業主（労働保険事務組合を含む。）又は職業紹介事業者等は、それぞれ単独で又は共同して審査請求人となることができる。

- (2) 激甚災害法に基づく処分のうち審査請求をすることができるものは、同法第 25 条第 2 項の確認に関する処分（以下「休業の確認処分」という）である。

休業の確認処分とは、同条第 1 項に基づく政令で定める地域にある雇保法の適用を受ける事業所が災害を受けたためやむを得ず事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に雇用保険の被保険者として雇用されている者（日雇労働被保険者を除く。）が休業するに至ったか否かの確認に関する処分をいうものである。

なお、同条第 8 項において雇保法第 70 条の規定が準用されているので、休業の確認処分についての不服の申立てにも(1)の(二)に述べた場合と同趣旨の制限が存する。

3. 雇用保険審査官

(1) 審査官の地位

審査官は各都道府県労働局に置かれ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）に掲げる職務の等級が 3 級以上の厚生労働事務官の中から、厚生労働大臣によって任命される（労審法第 2 条の 2、第 3 条、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和 31 年政令第 248 号。以下「労審令という。」）第 1 条第 2 項）。

審査会は、その服務に関しては、都道府県労働局長の監督を受けるが、客観的に公正な判断を期するため、個々の事件については、独立して権限を行使するものである。第一審の審査官は独任制であり、第二審の審査会（9 人の委員から構成される合議体の行政機関）と異なっているのは、事案を迅速に処理せしめようとする趣旨のものである（労審法第 4 条）。す

なわち、第二審たる審査会においては、行政部内における最終審として、より慎重な手続を要求されるが、第一審たる審査官においては、行政機関の一員として、できる限り早く行政処分を確定させ不安定な状態を解消すべきものである。

このため、審査官は、審査請求について独立して権限を行使するが、その判断は、法令はもとより通達（一般的事項を内容とする解釈例規等）に拘束され、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違背していないかどうかの点に止まること、また、審査官は、安定所長等に対して監督上級庁の地位に立つものではなく、審査請求の提起によって初めて審査を開始し、その決定は、決定された事件についてのみ原処分を行った安定所長等を拘束するものである。

(2) 管轄審査官

イ 審査官の管轄区域は、その置かれている都道府県労働局の管轄区域である（労審法第7条第1項）。

当該審査請求がいずれの審査官の管轄に属するかは、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所とは関係がない。すなわち、原処分庁の所在地を管轄する都道府県労働局に置かれている審査官（以下「管轄審査官」という。）が当該事件の審査を行うこととなる。

ロ また、審査官は次に掲げる者以外でなければならないとされている（労審法第7条第2項）。

(イ) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(ロ) 審査請求人

(ハ) 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(ニ) 審査請求人の代理人

(ホ) (ハ)、(ニ)に掲げる者であった者

(ヘ) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(ト) 利害関係者（5(1)ホ参照）

ハ 同一の原因に基づいて2以上の処分が行われた場合その処分が2以上の都道府県労働局が管轄する安定所等で行われたものであるときは、管轄審査官は2以上となる。

このような場合（たとえば不正受給者が住所移転により管轄の異なる安定所等に移管されて受給を続けた後に不正の事実が発見され、双方の安定所長等からそれぞれの不正受給金について返還命令を受けた場合等）にその各々の処分について審査請求があったときは、審査官はそれぞれ独自に審査をしなければならない。

しかしながら、このような場合においては、なるべく審査官相互の連絡を密にして証拠調べ等につき便利な審査官においてまず審理を尽くした上決定をし、他の審査官はこの決定に従って同旨の決定をするよう処理す

ることが望ましい。この場合には後に決定をする審査官は先に決定をする審査官に対しあらかじめ証拠調べの委嘱をし、先に決定をした審査官の行った証拠調べを証拠として決定することが望ましい。

(3) 審査官の任務

審査官は、第一審としての審査を行う（雇保法 69 条第 1 項等）。

審査官による審査請求の制度は、事実関係の厳密な認定と簡易迅速な事務処理を主たる目的とする。

したがって、審査官は、審査請求人が通常失業中の労働者であることをよく認識し、必要に応じて審査請求人を指導援助し、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者、雇用保険審査参与(以下「参与」という。)の申立てあるいは職権による証拠調べを行って、事実関係の厳格な認定を行うよう努めるものとし、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第 4 条）。

4. 雇用保険審査参与

(1) 参与制度の意義

参与制度の設けられた理由は、複雑な労働関係の場における事案の解明に当たって労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等について意見を聴くことが事実認定等に当たり資するところ大であるからであり、かつ、審査官の審理の公正的確を期するためである。

(2) 指名の方法及び指名期間

参与は、都道府県労働局ごとに労働者代表、事業主代表各 2 名ずつを関係団体の推薦をまって厚生労働大臣が指名する（労審法第 5 条）。

参与を推薦する資格を有する団体は、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体（通常は労働組合）及びこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の区域内に組織を有するものに限られる（労審令第 2 条第 2 項）。

参与の指名期間は、2 年（ただし、補欠の場合においては、残余の期間）であるが、後任者が指名されるまでは引き続きその地位を有するものである（労審令第 2 条第 3 項）。

参与はその半数ずつが毎年 9 月末に指名期間が満了するので、参与の指名は、半数ずつ毎年行われることになる。

指名の手続は、次のとおりである。

イ 厚生労働大臣が参与の候補者の推薦依頼を公示する。

ロ 推薦依頼が公示されたときは、都道府県労働局長は、推薦資格を有する団体のうち規模その他からみて適当と思われるものを選定して、参与の候補者の推薦方を文書により依頼する。

ハ 参与の候補者を推薦しようとする団体は、次の様式の推薦書正副 2 通及び候補者の履歴書 2 通を締切期日までに、都道府県労働局雇用保険主管課を経由して厚生労働大臣あて提出する。前参与を引き続き参与とし

て推薦するときにも同様の手続を要するものである。

なお、都道府県労働局長から特に依頼されない団体であっても推薦資格を有する団体であれば、候補者を推薦できることはもちろんである。

- 二 推薦書及び履歴書の提出を受けた都道府県労働局は、推薦書（副）1通及び履歴書1通を都道府県労働局の保管用に残し、推薦書（正）1通及び履歴書1通に、推薦団体の性格及び組織の状況についての説明書を添えて、速やかに厚生労働大臣（職業安定局長）あて送付するものとする。

推薦された候補者が複数のときは、都道府県労働局は推薦順位及びその理由を付して送付するものとする。

- ホ 厚生労働大臣は、推薦された候補者のうちから適当と思われる者を選んで、参与に指名する。

参与の転勤、死亡等により欠員を生じたときは、速やかに補欠の指名を行わなければならないが、補欠の場合の指名の手続は、上記に準じて行われる。

平成 年 月 日				
厚生労働大臣		殿		
団体名及びその代表者名 印				
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係（労働者又は事業主）を代表する者の候補者として下記の者を推薦します。				
氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）

- 1 所属団体名及びその地位欄には、その所属する団体及びその地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（3） 参与の権限

参与は、審査官に対して審査請求がなされたときは、その旨の通知を受け、当該事件に対する意見を述べ、又は審理のための処分の申立てをし、若しくは証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる（労審法第13条第1項及び第2項、第14の3第1項、第15条第1項）。

（4） 参与の意見の尊重

審査官は、参与の述べた意見を尊重し（労審令第8条第1項）また、参与が審理のための処分を申し立てたときは、その申立てを尊重して当該処分を行うか否かを慎重に検討しなければならない（同令第13条第5項）。

5. 雇用保険審査官に対する審査請求手続

（1） 審査請求人及び利害関係者等

イ 審査請求人

審査請求人は原処分を受けた者を原則とするが、必ずしも原処分を受けた者に限られるわけではなく、原処分に不服のある者は、原処分を受けた者の承諾の有無に、かかわらず、審査請求人となることができる。原処分に不服のある者とは、原処分に関して法律上の利害関係を有する者であって、原処分に不服な者の意味である。ここに法律上の利害関係を有する者とは、原処分によって自己の権利又は法律上の利益を直接侵害された者をいう。

たとえば、資格得喪の確認処分における事業主は、当該資格得喪の確

認処分により当該被保険者に係る保険料の納付義務を負うに至るものであるから、違法な資格得喪の確認処分がなされた場合は法律上の利害を害され、しかもその侵害は直接原処分に基づくものであるから、法律上の利害関係といい得る。

これに反し、当該被保険者の所属している労働組合あるいは当該被保険者の親族は、たとえ当該資格得喪の確認処分により事実上の利益を侵害されても法律上の利益を侵害されることは考えられないから、法律上の利害関係者とはいいい得ない。

また、返還命令を受けた受給者の財産上に担保権を有する者も違法な返還命令により権利を侵害される可能性は生ずるが、当該担保物に対する直接の侵害が生ずるのは滞納処分がなされるときであるから、原処分たる返還命令については、法律上の利害関係を有する者とはいいい得ないものである。

なお、未成年者（既婚の者を除く。）は法定代理人により、被補助人は補助人の同意を得て（家庭裁判所が定める特定の法律行為に当たる場合に限る。）、被保佐人は保佐人の同意を得て、成年被後見人は成年後見人によって審査請求を行うことができる。

ロ 承継人

審査請求人が審査請求の決定前に死亡したときは、その承継人は、審査請求の手続を受け継ぐものとする（労審法第 17 条）。審査請求人が法人である場合にその法人が解散又は合併したときも同様である。

審査請求の手続を法律上当然に受け継ぐ者は、相続人（相続人がないときは相続財産管理人）であり、審査請求人が法人である場合は、たとえば、会社を解散したときは清算人、法人格を有する会社が合併により消滅したときは、合併によって設立された法人又は合併後存続する法人である（参考：行審法第 15 条）。

(イ) 承継人は、次に示す事項を記載した文書を提出し、又は項等でこれらの事項を述べるとともに、死亡による権利の継承の事実を証する書面を提出しなければならない（労審令第 15 条第 1 項及び第 3 項）。

- a 事件の表示
- b 受継の理由
- c 受継の年月日
- d 承継人の氏名及び住所又は居所

(ロ) 口頭により、審査請求の手続を受け継ぐ旨の申出があった場合の処理は、(2)のイに準じて行うものとする。

(ハ) 審査請求の手続が受け継がれたときは、審査官は労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない（労審令第 15 条第 4 項）。

ハ 代理人

審査請求は、自ら委任した代理人によってすることができる（労審法

第9条の2第1項)。代理人は、特に資格を要しない。

決定代理人は、法律の定めるところに従って本人のために全面的に代理するものであるから、ここでいう代理人には含まれない。なお、イ参照。

未成年者の決定代理人や被後見人の後見人もまた、任意に代理人を選任して、代理人によって審査請求をすることができる。

代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる（同条第2項）。

ニ 補佐人

審査官は、審査請求人がろう哑、言語障害者のために必要な陳述ができない場合、身体障害等のために独力では出頭できない場合その他正当な理由があると認めた場合には、審査請求人に補佐人を付き添わせることができる（参考：行審法第31条第3項）。

補佐人とは、審査請求人又は代理人に付き添って、審査期日に出頭し、その陳述を補足する者であって、付添人としての地位のみが認められるものである。

ホ 利害関係者

(イ) 概 要

審査請求の結果について利害関係を有する行政庁その他の第三者を利害関係者というのであるが、ここに利害関係とは、法律上の利害関係をいい、審査請求の結果により、直接自己の権利義務に変動を受ける者を利害関係者というのである。

したがって、同一処分につき審査請求人となり得る者が2人以上いる場合に、その中の1人から審査請求がなされたときは、他の者は当然利害関係者の地位に立つものである。

利害関係者制度の趣旨は、審査請求の結果について利害関係を有する者がある場合には、その者を当該審査請求に参加させ、決定の拘束力を及ぼすことにして、同一事件については、できるだけ一つの審査請求手続で処理しようとするものである。

(ロ) 利害関係者の地位

利害関係者は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受け、事件につき意見を述べ、かつ審理のための処分の申立て又は証拠となるべき文書その他の物件の提出ができる等審査請求人に準じた地位を与えられている（労審法第13条第1項及び第2項、第14の3第1項、第15条第1項）ため、改めて同一事件につき個別の審査請求をすることなく、ひとたび決定がなされると決定の拘束力を受ける（労審法第21条）。

ただし、労審法は第13条第1項の規定による通知を受けず、審理に参加することのできなかった利害関係者については、拘束力は及ば

ないものである。

利害関係者は、決定に対して独立して再審査請求をすることができる。

審査請求人又は利害関係者の 1 人から再審査請求がなされたときは、他の者についても当該決定の確定が遮断され、それらの者は、審査会への申立てにより又は審査会の職権で、当事者として再審査請求の手續に参加することができる（同法第 41 条）。

(ハ) 利害関係者の範囲

a 利害関係のある行政庁

失業等給付に関する処分を争い、その処分に対する不服の理由として資格得喪の確認処分を対する不服を挙げている場合であつて、失業等給付に関する処分をした安定所長等と資格得喪の確認処分をした安定所長が異なるような場合には、資格得喪の確認処分をした安定所長が利害関係ある行政庁として考えられるが、かかる事例は雇保法第 70 条の規定によって現実問題として生ずることはほとんどない。

ただし、この場合、資格得喪の確認処分についてなお審査係属中であれば、当該処分をした安定所長は失業等給付に関する処分についての審査請求において利害関係ある行政庁となり、失業等給付に関する処分をした安定所長等は資格得喪の確認処分についての審査請求において利害関係ある行政庁となることとなる。

なお、住所移転等のため、2 以上の安定所等において基本手当の支給を受けた後、不正受給としてそれぞれの安定所長等から返還命令を受け、その一つについて審査請求がなされた場合は、他の安定所長等は利害関係ある行政庁ではないが、利害関係ある行政庁に準じて取り扱うこととする。

b 利害関係のあるその他の第三者

利害関係あるその他の第三者としておよそ次の場合が考えられる。

- (a) 資格得喪の確認処分について審査請求がなされたとき一原処分を受けた者及び事業主のうち審査請求人以外の者
- (b) 未支給の基本手当の支給に関する処分について第 1 順位の者の 1 人から審査請求が提起されたとき一他の第 1 順位の者
- (c) 連帯返還命令又は連帯納付命令を受けた者の一方から審査請求が提起されたとき一他方の連帯返還命令又は連帯納付命令を受けた者

(2) 審査請求の提起

イ 審査請求の方式等

審査請求は、文書又は口頭で、直接管轄審査官に、又は原処分安定所長若しくは審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所長を経由してすることができる（労審令第 3 条第 2 項）。

- (イ) 文書で審査請求をするときは、労働保険審査官及び労働保険審査会

法施行規則（昭和 31 年労働省令第 17 号。以下「労審則」という。）第 2 条に規定する様式第 2 号に所要の事項（労審令第 4 条第 1 項及び第 3 項に掲げる事項）を記入し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、その代表者）又は代理人が記名押印して提出する（労審令第 4 条第 1 項）。

（ロ）口頭による審査請求があったときは、審査官、原処分安定所長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所長若しくはそのあらかじめ指名する職員は、審査請求人に対し上記の労審令第 4 条第 1 項及び第 3 項の事項を陳述させ、聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読み聞かせた上、審査請求人とともに、記名押印しなければならない（同令第 5 条第 1 項及び第 2 項）。

（ハ）（イ）又は（ロ）の場合において、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によって審査請求をする場合は委任状を、それぞれ添えて提出しなければならない（労審令第 4 条第 4 項、第 5 条第 3 項）。

（ニ）審査請求人は、審査請求に併せて労審法第 15 条第 1 項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。

文書で申立てをするときは、審査請求書に労審令第 13 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を記入し、また、口頭で申立てをするときは、同様の措置を（ロ）の取扱いに準じて行う（同令第 4 条第 5 項、第 5 条第 4 項及び第 5 項）

（ホ）審査官、原処分安定所長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所長若しくはそのあらかじめ指名する職員は、審査請求人に対して審査請求手続について説明及び指導を行い、手続に不備のないようにすること。

ロ 審査請求に係る処理期間

（イ）審査請求をした日の翌日から起算して、3 か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなされる（雇用保険法第 69 条第 1 項）ため、受理してから、審査請求を受理してから 3 か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努めること。

（2）厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他適当な方法により公にしておかなくてはならない（労審法第 7 条の 2）とされているが、これについては、改正労審法の施行による影響を考慮して定めることとする。

ハ 審査請求期間

審査請求は原処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か

月以内になければ提起できない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない（労審法第8条第1項）。

ここに原処分のあることを知った日とは、当事者が書類の交付、口頭による通知その他の方法により原処分の存在を現実知った日を指すものであって、抽象的な知り得べかりし日をいうものではない。したがって、処分を記載した文書が住所に送達されたような場合には、通常は、その文書が送達された日をもって原処分のあることを知った日と考えて差し支えないが、当日旅行等のため不在であったような場合には、後日、現実その処分の存在を知った日をもって、ここにいう原処分のあることを知った日と解すべきである。

また、ここにいう正当な理由とは、天災地変その他の事故により、審査請求期間内に審査請求できないことが客観的に認められる場合をいうものである。したがって、単に審査請求人の個人的理由より審査請求できなかったことのみでは足りず、一般にそのような理由があればだれでもが審査請求をなし得なかつたであろうことが認められるに足る客観性を伴うものでなければならない。

教示がなかつたことは、審査請求期間経過後に不服申立てをするための正当な理由とはならない。正当な理由の疎明とは、審査官がその理由の存在について確信するところまで達せずとも、一応確からしいとの推測をすることができる程度にまで証明されることをいう。

なお、審査請求期間については、次の点に注意すること。

- (イ) 審査請求書を郵便で提出する場合の審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は算入されない（労審法第8条第2項）から、この場合には、消印日が審査請求期間内であればよいこと。
- (ロ) a. 審査請求が管轄違のために移送されたとき、b. 審査請求が原処分安定所長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所長を経由してなされたとき、c. 審査請求ができる旨、審査請求をすべき行政庁若しくは審査請求期間の教示がなかつた場合、誤って審査庁でない行政庁が教示された場合又は誤って異議申立てをすることができる旨の教示がなされた場合であって、不服申立書の正本等が審査庁に送付されたときは、それぞれはじめから、審査官に審査請求があつたものとみなされる（労審法第12条第2項、行審法第22条第5項及び、第83条第4項。なお、行審法第21条参照。）。

また、審査請求期間を誤って法定の期間より長い期間が教示された場合において、その期間内に審査請求がなされたときは、審査請求期間の経過後において審査請求をすることに正当な理由があるものとして取扱うことが可能である（労審法第8条第1項）。

二 審査請求の記載上の注意

労働保険審査請求書（労審則第2条の規定による様式第2号）の記載

については、次の点に留意しなければならない

(イ) 一の欄

審査請求人の住所(審査請求書を提出する際の住所)及び氏名(審査請求人が法人であるときは、その住所及び名称(たとえば、〇〇株式会社のよう)に並びにその法人の代表者の住所及び氏名)を書くこと。

(ロ) 二の欄

代理人によって審査請求をするときは、代理人の住所(審査請求書を提出する際の住所)及び氏名を書くこと。

(ハ) 三の欄

原処分を受けた者の住所及び氏名又は名称を(イ)の書き方に準じて書くこと。原処分を受けた者と審査請求人が同一人の場合は「一同じ。」と書くこと。

(ニ) 四の欄

原処分を受けた者以外の者が審査請求人となって原処分について審査請求をする場合にだけ、審査請求人と原処分を受けた者との法律上の関係が明確になるように(たとえば、「原処分を受けた者の事業主」というように)書くこと。

原処分を受けた者と審査請求人が同一人である場合には書く必要はない。

(ホ) 五の欄

原処分をした安定所長等名を書くのであるが、2以上の原処分について審査請求を行うときは、原処分を上を書いて(たとえば「被保険者の資格の喪失の確認に関する処分」、「受給資格の否認に関する処分」等)、その下にその原処分をした安定所長等名を書くこと。

この場合、安定所長等名とは、「〇〇公共職業安定所長」又は「〇〇運輸局長」と書けばよく、所長の氏名まで書く必要はない。

(ヘ) 六の欄

原処分を知らされた日(郵送の場合は通常到達した年月日)を書くこと。2以上の原処分について審査請求を行うときは、五の欄の記載要領を同様に原処分を上を書いてその下にその原処分のあったことを知った年月日を書くこと。

原処分のあったことを知った年月日は、審査請求期間との関係で重要なものであるから特に正確に書くこと。

(ト) 七の欄

審査官にどのような決定を求めるのかを簡潔・明瞭に書くこと。審査官の仕事は、審査請求があったときに、安定所長等の原処分を審査して、その原処分が違法あるいは不当であれば取り消すことである。

したがって、審査請求の趣旨には、審査官に取り消してもらいた

い安定所長等の原処分を明確に記載し、その原処分の取消しを求める旨を書けばよい。

安定所長等のした処分的一部分だけの取消しを求めることもできる。この場合はその取消しを求める部分を明確に書くこと。

審査官は、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてのみ決定し、それ以外には及ばないから、特に審査請求の趣旨に書く取消しを求める安定所長等の原処分は、注意して書くこと。

書き方の例を示せば次のとおりである。

「〇〇公共職業安定所長（又は〇〇運輸局長）」が平成〇年〇月〇日審査請求人（又は何某）に対してなした平成〇年〇月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの決定を求める。」

(7) 八の欄

なぜ安定所長等の原処分は取り消されるべきであるかを書くこと。

次に、安定所長等から「処分の理由」を告げられていれば、それに対応して、その理由の中で違法あるいは不当とする点に番号を付して指摘して書くこと。

違法あるいは不当とする点については、後に審理の際に説明することができるのであるから要点だけを簡潔に書き、特に事実関係については、原処分安定所長等の事実認定は誤っていることだけ書けば十分であって、十の欄でその立証方法を述べること。

(8) 九の欄

原処分安定所長等から、当該処分につき審査請求をすることができること並びに審査請求をすべき行政庁（雇用保険審査官）及び審査請求をすることができる期間についての教示があったかどうか、また、教示があった場合にはその教示の内容（たとえば、被保険者資格の取得の確認に関する処分について審査請求をする場合において、「この被保険者資格の取得の確認に関する処分に不服がある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨の文書による教示があった」というように）書くこと。

基本手当の支給に関する処分又はその返還を命ずる処分について審査請求をするときは、雇用保険受給資格者証の注意事項の部分に所要事項について教示してあるから、「平成〇年〇月〇日交付された受給資格者証のとおり」と記載すれば足りる。

教育訓練給付に関する処分のうち、一般教育訓練給付に関する処分について審査請求をするときは、教育訓練給付金（一般教育訓練）支給決定通知書の裏面の注意に所定事項について教示してあるから、「平成〇年〇月〇日交付された教育訓練給付金（一般教育訓練）支給決定通知書のとおり」と記載すれば足りる。

また、一般教育訓練給付金の返還を命ずる処分について審査請求をするときは、雇用保険における教育訓練給付金の支給停止通知書及び返還命令書に所要事項について教示してあるから、「平成〇年〇月〇日交付された雇用保険における教育訓練給付金の支給停止通知書及び返還命令通知書のとおり」等と記載すれば足りる。

専門実践教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金に関する処分又はその返還を命ずる処分について審査請求をするときは、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証の注意事項の部分に所要事項について教示してあることから、「平成〇年〇月〇日交付された受給資格者証のとおり」と記載すれば足りる。

雇用継続給付に関する処分について審査請求をするときは、高年齢雇用継続給付（又は育児休業給付）受給資格確認・否認通知書、高年齢雇用継続給付（又は育児休業給付、介護休業給付金）支給決定通知書の裏面の注意に所要事項について教示してあるから、「平成〇年〇月〇日交付された高年齢雇用継続給付（又は育児休業給付）受給資格確認通知書のとおり」等と記載すれば足りる。

また、雇用継続給付の返還を命ずる処分について審査請求をするときは、雇用保険における高年齢雇用継続給付（又は育児休業給付、介護休業給付金）の支給停止通知及び返還命令書に所要事項について教示してあるから、「平成〇年〇月〇日」交付された雇用保険における高年齢雇用継続給付（又は育児休業給付、介護休業給付金）の支給停止通知及び返還命令書のとおり」等と記載すれば足りる。

(ヌ) 十の欄

八の欄の審査請求の理由で述べた事実の存否を立証するための証拠及び事実を証明するためにその証拠を申し立てるかを書くこと。

この場合、その証拠を審査請求人が提出することができるものであるときは、審査請求書に添えて提出すること。その証拠が審査請求人が提出することができないものであり、審理のための処分の申立てを必要とする場合は、その処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由を書くこと。

- a. 参考人の審問又は意見若しくは報告の徴取の申立てについては、その参考人の氏名又は名称及び住所並びにその申立て趣旨及び理由
- b. 文書その他の物件の提出命令又は留置の申立てについては、その物件の表示、その所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由
- c. 鑑定 of 申立てについては、その鑑定の対象の表示並びにその申立ての趣旨及び理由

d. 関係場所への立入り、関係者に対する質問及び物件の検査の申立てについては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地、質問すべき事業主、従事者、関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示並びにその申立ての趣旨及び理由
なお、1つの理由によって2以上の審理のための処分を申し立てる場合には、その各々の処分について別々に申立ての理由を書く必要はなく、まず処分の内容を記入して、その後まとめてそれらの申立ての趣旨及び理由を書いてもよい。

(ル) 審査請求年月日の欄

審査請求を提出する年月日（郵送の場合は投函する日）を書くこと。これは審査請求期間との関係で重要なものであるから、特に正確に記載すること。

(リ) 審査請求人及び印の欄

審査請求人氏名を書いて印を押すこと。審査請求人が法人のときは、法人の名称と併せて代表者の氏名を書き、その代表者の印を押すこと。

代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書き、代理人の印を押すこと。

なお、法人の代表者についてはその資格を賞する書面を、代理人については審査請求人の委任状を、この審査請求書に添付すること。

(ロ) その他

- a 一から十までの欄で書ききれないときは、「別紙（1，2，3）のとおり」と記入し、別紙に書いて、審査請求書に添付すること。
- b 審査請求書の書き方について不明のある者は、管轄審査官、原処分をした安定所又は審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所で尋ねること。

6. 要件審理

(1) 適法要件

審査官は、審査請求があったときは、これを受け付けた後、要件審理を行い、適法な審査請求と認められるときは、本案審理に入るものである。

審査請求が適法であるための要件は次のとおりであり、これらの要件を欠く審査請求であって、その欠陥が補正できないものであるときは、その審査請求を却下することとなる。

イ 形式的要件

- (イ) 審査請求の方式が適法なものであること（5の(2)のイ参照）。
- (ロ) 審査請求が審査請求期間内になされたものであること（5の(2)のロ参照）。
- (ハ) 審査官が審査請求について管轄権を有すること（ただし(3)参照）。

ロ 実体的要件

(イ) 審査請求の対象となる行政処分があること。

審査請求の対象となる行政処分は、2に示された行政処分に限られるから、それ以外の処分、たとえば雇用安定事業等雇用保険二事業に係る給付金に関する処分、保険料の賦課、徴収処分等について審査請求がなされた場合は、審査請求を却下することとなる。

また、具体的な法的効果が生ずるに至らない場合（たとえば、受給資格者証に所要事項を記入し、交付したにすぎない場合）、行政機関の内部における意思決定があっただけで行政処分として外部に表示されるに至らない場合（たとえば、安定所長等の決裁が終わったにすぎない場合）も、行政処分は存在しないものであるから、審査請求を却下する。

なお、審査官は、審査請求がなされたときは、法律的素養に乏しい審査請求人の意を酌んで、適法な審査請求となるよう指導援助し、審査請求が不適法であるとしてみだりに審査請求却下の決定を行うことのないよう留意しなければならない。特に、何が審査請求の対象となる行政処分であるかについては、審査請求人には理解し得ないところが多いと考えられるから、審査官は、審査請求人の不服申立てが適切な法律構成となるようにしなければならない。

(ロ) その違法又は不当を争うものであること。

ここに「違法」とは、行政処分が法令に違反していることをいい、「不当」とは、違法ではないが行政処分が実質的に妥当を欠き又は適当ではないことをいう。

(ハ) 審査請求をするだけの利益を有する者によって提起されたものであること。

審査請求をし得る者は原処分について法律上の利害関係を有する者に限られる（法律上の利害関係を有する者については、5の(1)のイ参照。）。

当該処分について既に一度審査官の決定を経た場合又は当該処分について同一人からの審査請求があり、審査係属中である場合は、審査請求の利益は存しない。

なお、本案審理に入った後でも審査請求するだけの利益が存しなくなることがあるので注意する（8の(3)のハの(イ)参照）。

(ニ) 原処分についてなお争い得べき状態にあること。

たとえば、審査請求に当たって、失業等給付に関する処分に対する不服の唯一の理由として既に確定した資格得喪の確認に対する不服を挙げることは許されないものであるから、かかる場合は審査請求を却下することとなる。

(2) 補 正

イ 審査請求が不適法であって、その欠陥が補正することができるもの

であるときは、審査官は相当の期間を定めて審査請求人に対して補正すべきことを命じなければならない（労審法第 11 条第 1 項）。

この場合、その不適法が軽微なものであるとき（審査請求書記載事項中に誤字、脱字その他明白な誤りがある場合等で審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる場合をいう。）は、補正を命ずる必要はない（同項ただし書）。

なお、補正は、できる限り文書をもって命ずるものとする。

- ロ 審査官は、補正を命ぜられた審査請求人が所定の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもって、その審査請求を却下することができる（労審法第 11 条第 2 項）。

しかしながら、期間経過後機械的に却下を行うことは避け、さらに指導、督促等を適宜行い、なお補正に応じないときに行うものとする。

なお、この場合、再審査請求に備え、指導、督促等の記録を残しておくことが望ましい。

(3) 移 送

審査官は、審査請求が管轄違であると認めるときは、職権で当該審査請求を管轄審査官に移送しなければならない（労審法第 12 条第 1 項前段）。

管轄違には、事物管轄違と土地管轄違の両者が含まれる。

- イ 事物管轄違とは、たとえば労働者災害補償保険審査官になすべき審査請求が審査官になされた場合をいう。

- ロ 土地管轄違とは、審査官相互において都道府県労働局ごとに定められている地域的な権限分掌を誤ってなされた場合をいう。

審査官が事件を管轄審査官に移送したときは、その旨を、その理由を記載した文書で審査請求人に通知しなければならない（労審法第 12 条第 1 項後段、労審令第 6 条）。事件が移送されたときは、はじめから移送を受けた管轄審査官に審査請求があったものとみなして、審査請求人の審査請求期間の利益を保護している（同法同条第 2 項）。

7. 本案審理

(1) 受付後の手続

- イ 審査官は、審査請求書が原処分庁の所在地を管轄する都道府県労働局に到達したとき、又は口頭により審査請求に必要な事項が陳述され、当該陳述の内容が録取された書面に陳述人が押印したときは、当該審査請求に係る提出日の記録等の受付処理を行う。（労審法第 7 条第 1 項、労審令第 5 条第 1 項）。

- ロ 審査請求が不適法であって、その欠陥が補正することができないものであるときは、決定をもって、これを却下しなければならない（労審法第 10 条）。

- ハ 審査官は、審査請求が不適法であっても、審査請求人が審査請求を

行う意思が明確であれば、申請請求書の提出を受けることを拒むことはできない。したがって、不適法であって、その欠陥が補正できるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて補正すべきことを命じなければならない、審査請求人が期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもって、審査請求を却下することができる（労審法第 11 条）。

二 審査官は、審査請求がされたときは、労審法第 10 条又は第 11 条第 2 項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求の要旨（証拠の標目を含む。）を記載した文書（又は審査請求書の写でもよい。）を原処分安定所長等、利害関係者及び参与に送付しなければならない（労審法第 13 条第 1 項、労審令第 7 条）。

ホ 審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、原処分安定所長等、利害関係者及び参与と相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない（労審法第 13 条の 2）ことから、前項の通知に併せて次の手続を行わなければならない（労審法第 13 条第 2 項、同法第 13 条の 3 第 4 項、労審令第 8 条第 2 項）。

(イ) 原処分安定所長等に対しては、期限を指定して、その期限内に事件に対する意見書を提出するよう通知すること。

(ロ) 利害関係者に対しては、意見があれば審査官の定める期限内に事件に対する意見書を提出するよう通知すること（当事者立会審理が行われるときは、その期日に出頭して意見を述べるか又は意見書を提出するか、そのいずれかをするよう通知すること。）。

また、利害関係者が当事者立会審理に出頭して口頭で意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う場合、審査官の許可を得て、原処分安定所長等に対して質問を行うことが可能である旨通知するとともに、円滑な審理の進行を図るため、期日を定めて、当事者立会審理において原処分安定所長等に対して行う質問の内容を文書により事前に提出するよう求める。

なお、この取扱いが強制するものではないことに留意するとともに、期日までに質問が提出されない場合であっても直ちに質問を許可しないことは適当ではないが、口頭意見陳述の際に質問がある旨申立てがあったとしても、審査官が円滑な審理の進行の妨げになると判断した場合には、許可を取り消すことがあり得ることを通知すること。

(ハ) 参与に対しては、意見があれば審査官の定める期日に出頭して事件に対する意見を述べるべき旨及びその期日に出頭することができないときは、審査官の定める期限内に意見書を提出すべき旨の通知をすること。

(ニ) 審査請求人に対しては、当事者立会審理に出頭して口頭意見陳述を行う場合、審査官の許可を得て、原処分安定所長等に対して質問

を行うことが可能である旨通知するとともに、円滑な審理の進行を図るため、期日を定めて、当事者立会審理において原処分安定所長等に対して行う質問の内容を文書により事前に提出するよう求める。

なお、この取扱いは強制するものではないことに留意するとともに、期日までに質問が提出されない場合であっても直ちに質問を許可しないことは適當ではないが、口頭意見陳述の際に質問がある旨申立てがあったとしても、審査官が円滑な審理の進行の妨げになると判断した場合には、許可を取り消すことがあり得ることを通知すること。

ヘ ホによる通知には、審理のための処分の申立てをする場合には所定期日までに文書で提出するか、又は期日に出頭したとき口頭ですか、そのいずれかをするよう記載するものとする。

(2) 審査請求と原処分の執行の停止

イ 審査請求は、原処分の執行を停止しない。

ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるための緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる（労審法第14条第1項）。

ロ 審査官は、いつでも、その行った執行停止の処分を取り消すことができる（労審法第14条第2項）。

ハ 執行の停止及び執行の停止の取消しの処分は、その理由を付した文書で、原処分安定所長等に通知することにより行う。

この場合、併せて審査請求人及び利害関係者に対し、同様の通知をしなければならない（労審法第14条第3項及び第4項、労審令第9条）。

(3) 審査請求の併合及び分離

審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる（労審法第14条の2）。

すなわち、審査請求の対象として数個の異なった審査請求があり、1つの審査請求の手続で処理するに適しているときは、1つの審査請求に併合して取り扱うことができる。また、共同審査請求、併合された審査請求又は審査請求の趣旨が2つ以上ある審査請求について、適當と認めたときは、いつでも分離することができる。

なお、併合又は分離を行ったときは、審査官は、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与に対して、その旨を通知しなければならない（労審令第10条）。

イ 共同審査請求

数人の審査請求人からなされた審査請求の内容が同種であって、事実上及び法律上同一の原因に基づくときは、審査請求人の共同の申立

てにより、又は指導して、1つの審査請求の手続で処理することができる。

また、1つの処分について2人以上の者から別々に審査請求があった場合は、同一処分について矛盾した決定がなされることを避けるため、審査官は、職権によりこれらの審査請求を併合して共同審査請求とし、1個の決定をするようしなければならない。

共同審査請求は、すべての審査請求について単一の手続きによって行われ、審理、証拠調べ、決定等はすべての審査請求に共通して行われる。

共同審査請求は、審査請求の対象となる原処分を行った安定所長等がそれぞれ異なる場合も審査官の管轄区域に抵触しない限り差し支えない。

ロ 審査請求の併合

同一の審査請求人から同一の安定所長等の数個の原処分について審査請求がなされたときは、これらの数個の審査請求の手続を併合して審査することができる。この場合は、共同審査請求のようにそれぞれの審査請求の内容が同種で、事実上及び法律上同一の原因に基づくものであることを要しない。

その他の点については、共同審査請求に準じて処理される。

ハ 審査請求の分離

共同審査請求、併合された審査請求又は審査請求の趣旨が2つ以上ある審査請求については、審査官は適当と認めたときは、いつでも分離することができる。

ただし、1つの原処分に関する共同審査請求については、分離してはならない。

審査請求を分離したときは、分離された個々の審査請求につき別個の手続で処理すべきものである。

(4) 審査請求の変更

審査請求人は、決定書の送付前においては、審査請求の趣旨及び審査請求の理由を変更することができる。

ただし、審査請求の趣旨については、正当な理由のない限り、原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であることを要する。

なお、審査請求の理由の変更については、審査請求の理由は、単に不服申立てを理由づける事実の陳述であって、審査請求自体を変更するものではないから審理の進行に伴って適宜変更することは差し支えないものである。

審査請求の変更は、審査請求人の申立てによって行われるものであるが、この場合、審査官は、審査請求人を援助するよう努めるものとする。審査請求の変更のうち、審査請求の趣旨の変更は、書面によって申し立

てるものとし、審査官は、その書面の写しを原処分安定所長等、利害関係者及び参与に送付しなければならない。

(5) 意見の陳述及び審理のための処分の申立て

審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与は、次に述べるところにより意見の陳述及び審理のための処分の申立てをすることができる。

イ 審査請求人の意見の陳述及び審理のための処分の申立て

審査請求人は審査請求書においてその意見（主張）を述べ、審理のための処分の申立てを行うのが通常であるが、その後においても、文書又は口頭で、補足の意見又は審理のための処分を申し立てることができる。

また、当事者立会審理期日に出頭して意見を述べ、審理のための処分の申立てを行うことができる（労審法第13条の3及び第15条第1項、労審令第13条第1項）。

なお、審査請求人は、当事者立会審理における口頭意見陳述に際し、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関して、原処分安定所長等に対して、質問を発することができる（(1)ホ(二)参照）。

ロ 原処分安定所長等の意見書の提出

原処分安定所長等は、その行った処分について審査請求があった旨審査官から通知を受けたときは、原処分が正当であることを確かめた上、直ちに審査官にその処分の正当性を主張する意見書を次の様式により提出するものとする。

ハ 審査請求人及び利害関係者からの原処分安定所長等への質問の提出

審査請求人及び利害関係者から原処分安定所長等への質問の提出があった場合、審査官は審査請求書に記載してある趣旨、理由等に照らし、質問の内容が事件に関係のない事項に渡るものではないか、審査請求の趣旨や理由を繰り返すものであって、原処分安定所長等の回答が上記ロで提出された意見書の内容と重複するような質問となっていないか、原処分安定所長等としての意見ではなく個人の見解を求めるような質問となっていないか、同様の趣旨の質問が重複して羅列されていないか、単なる事実確認を行うものであって意見書等で回答すれば足りる質問となっていないか、口頭で質問することで審理の妨げとなるような膨大な数の質問となっていないか、趣旨が不明確であったり解釈次第では複数の回答を要する質問となっていないか等、質問が適切であるか否かを精査し、審査請求人及び利害関係者と質問数や内容についての調整を図ることとする。

こうした調整に応じない場合であって、円滑な審理の進行の妨げになると判断した場合には、当事者立会審理当日に当該質問を許可を取り消して差し支えない。

調整された質問は速やかに原処分安定所長等に送付する。この際、

質問の内容、質問数を鑑みて原処分安定所長等が回答の作成に要する時間等を考慮し、当事者立会審理までに十分な時間を確保し、円滑な審理の進行の妨げにならないよう配慮すること。

二 利害関係者及び参与の意見の陳述及び審理のための処分申立て

利害関係者及び参与は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受けたときは、意見書を提出し、又は審理のための処分の申立書を提出することができる、あるいはまた、審理期日に出頭して意見を述べ、審理のための処分の申立てを行うことができる（労審法第13条第2項及び第15条第1項、労審令第13条第1項）。

なお、利害関係者は、当事者立会審理における口頭意見陳述に際し、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関して、原処分安定所長等に対して、質問を発することができる（（1）ホ（ロ）参照）。

参与は、前段に定めるもののほか、その意見を聴くため審査官が定めた期日において意見を述べることができる。

なお、審査官は、決定に当たっては、参与が述べた意見を尊重しなければならない（労審令第8条第1項）が、指定期日に出頭して意見を述べず、又は意見書を提出しない場合には、意見がないものとして取り扱って差し支えない。

		番 号
		年 月 日
雇用保険審査官 殿		公共職業安定所長
意見書		
1 審査請求人氏名		
2 審査請求の趣旨に対する意見		
3 審査請求の理由に対する意見		
(1) 事実		
(2) 処分の理由		
(3) 証拠		
4 参考事項		
(記載注意)		
① 「審査請求の趣旨に対する意見」欄には、「審査請求人の審査請求を棄却（又は却下）するとの決定を求める。」と記載すること。		
② 「事実」欄には、事案が明確となるよう事実の概要及び処分に至るまでの経過を記載すること。		
③ 「処分の理由」欄には、審査請求人の主張する事実上及び法律上の争点に対応するように原処分安定所長等の主張を簡潔に記載すること。		
④ 「証拠」欄には、処分に関し原処分安定所長等が立証すべき事項につ		

いて必要な証拠をすべてあげること。

- ⑤ 「参考事項」欄には、処分後新たに判明した事項その他事件に関係ありと認められる資料等をできるだけあげること。

(6) 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり、又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続の申立について計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与を招集し、下記 a～e の審査請求の手続（以下「特定審査請求手続」という。）の申立てに関する意見の聴取を行うことができる（労審法第 16 条の 2 第 1 項）。

- a 口頭意見陳述（労審法第 13 条の 3）
- b 参考人の審問（労審法第 15 条第 1 項第 1 号）
- c 鑑定（労審法第 15 条第 1 項第 3 号）
- d 書証（労審法第 14 条の 3 第 1 項）
- e 検証（労審法第 15 条第 1 項第 2 号、同法同条第 4 項）

イ 争点の把握・整理

審査請求人から提出された審査請求書、原処分安定所長等、利害関係者及び参与から提出された意見書等を精査して、その主張の内容、根拠を把握し、当該事案の争点を整理する。

ロ 審理計画の検討・整理

整理した論点を踏まえ、その後の審理手続の進行に資するよう、どのような手続をどの時期に行うかの検討・整理をした審理計画を作成する。

ただし、その後の審理手続における必要性が低い場合にまで審理計画を作成する必要はない。

審理計画を作成し、具体的に審理手続の実施予定時期を示すことが可能な場合には、その実施予定時期等を審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与に連絡し、協力を求める。

ハ 特定審査請求手続の申立てに係る意見聴取

- (イ) 提出された書類等だけでは、上記イの争点の整理が困難であって、ど

のような審理手続をどのような順番で行う必要があるか判断できず、具体的な審理計画の作成が困難な場合、特定審査請求手続の申立てに関する意見聴取を行うことができる。

意見聴取を行うに当たっては、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与の都合を勘案し、期日、場所を指定する。

なお、遠隔地に居住している場合や、本人が出席を望まない場合など審査官が相当と認める場合、その者に対しては、電話により意見聴取を行うことが可能であることに留意する。

- (ロ) 意見聴取を実施するに当たっては、指定した場所に会場を設置し、出席者の確認を行った上で、特定審査請求手続について申立を行う意向があるか否かの意見を聴取するとともに、出席者に審査計画の作成のために必要な質問を行う。

なお、本手続は、特定審査請求手続の必要性や審査計画の作成に必要な事項について審査官が出席者から意見を聴取するものであって、出席者が争点についての主張を行うなど、審査官が意見聴取の趣旨に照らし相当でないと認める場合には、その発言を制限して差し支えない。

- (ハ) 審査官は意見聴取を行った際は、遅滞なく、その記録を作成する。

なお、意見聴取の記録には審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与から聴取した意見の要旨のほか、審査官が質問を行ったときは当該質問及びそれに対する回答の要旨、その場で審理手続の期日等を決定した場合にはその決定内容を記載することが適当である。

- (ニ) 審査官は、意見聴取を行い、特定審査請求手続を行う場合には、遅滞なく、その期日及び場所と、審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審査請求人、原処分安定所長等、利害関係人及び参与に対して通知する。当該予定時期を変更した時も、同様とする。

(7) 審理

イ 概要

審理は、審査請求人及び原処分安定所長等双方の説明を聴いて行うものである（労審令第11条）が、決定は、労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者に対しても画一的に拘束力が及ぶこととなるので、審査官は、当事者の主張、提出する資料に拘束されずに、職権で、必要な事実の調査及び証拠の収集を行うことにより、積極的に事件の真相を解明し、もって原処分を維持すべきものかどうかについて判断を下さなければならないものである。すなわち、事件の解明に必要な資料及び証拠の収集は審査官の責任である。

これを職権探知主義という。

ロ 審理の形態

審理の形態としては、大きく分けて次の3つがあり、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与の意見陳述の申立ての有った場合は口頭意見陳述の機会を与えなくてはならない。（労審法第13条

の3)ただし、利便等を考慮して口頭意見陳述の機会を与えることが困難な場合はこの限りではない。

口頭意見陳述は審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与の申立があつた場合に行われることとなるため、審査官が職権で行うことはできないことに留意する。

- (イ) 審査請求人及び利害関係者と原処分安定所長等とを立ち合わせ、参与が出席の上、口頭でそれらの者の意見等を聴いて行う審理（以下「当事者立会審理」という）
- (ロ) 審査請求人及び利害関係者と原処分安定所長等のいずれも立ち合わせないが、参与が出席の上、口頭で意見等を聴いて行う審理（以下「当事者非立会審理」という。）
- (ハ) 審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与の口頭による意見等を聴くことなく、書面の記載事項のみを基として行う審理（以下「書面審理」という。）

ハ 当事者立会審理

(イ) 期日の指定及びその通知

審査官は、当事者立会審理期日を決めたときは、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与にその期日及び場所（ロ参照）を通知しなければならない。なお、審査請求人（代理人含む。）が断りなく出頭しないときは、審査請求人（代理人含む。）の出席なくして審理を行う旨を調書に付記しておくこと（（ヘ）参照）。

(ロ) 審理を行う場所

審理は、都道府県労働局庁舎内で行うことを原則とする。

(ハ) 審理の準備

審査官は、審理を行う前に、審査請求書記載の審査請求の理由及び原処分安定所長等の意見書によって、審査請求人及び原処分安定所長等の主張を整理し、事案の事実及び争点を明確に把握し、審理計画を立てて審理期日に臨むようにしなければならない。利害関係者等から提出された意見書についても同様とする。

審査請求の理由及び意見書によって事案の事実及び争点を明確にすることが困難なときは、審理期日に審尋し、十分に整理を行わなければならない。

(ニ) 審理の方式

審理は、審査請求人及び原処分安定所長等を対席させ、審査官が、冒頭、整理した事案及び争点を明らかにするとともに、審理の進め方について説明を行い、あらかじめ恣意的な発言の禁止その他の注意を与えた上で、双方に対して審尋し、争点についてそれぞれの主張を陳述させて行う。

ただし、事実認定を要しない事案であつて、審査請求人のすべての主張に対して原処分安定所長等の意見が述べられているとき、及

び口頭意見陳述において原処分安定所長等に対して質問がないときは、審査請求人だけ審尋すれば足り、必ずしも原処分安定所長等の対席を要しない。

なお、利害関係者又は参与が出頭している場合は、これらの者にも意見を陳述する機会を与える。

審査官は、陳述の指揮をしなければならない。法令の解釈、事実関係及び証拠調べに関する主張は、審査官に対して行うものであるから、これらについて、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与の相互間で恣意的な発言が行われないようにしなければならない。

また、原処分安定所長等に対してなされる質問についても、円滑な審理の進行のため、事前に提出された範囲においてなされることが望ましく、審査請求人及び利害関係者の行った質問に対する原処分安定所長等の回答が納得できないものであったとしても、同じ質問を繰り返したり、審査官が許可していない発言が行われないようにしなければならない。

ただし、原処分安定所長等の回答が審査請求人及び利害関係者が意図した内容と異なる内容を前提としている場合や、使用した用語が専門的で難解である場合等、審査請求人及び利害関係者が理解できないと判断される場合には、再度質問を行わせることとし、恣意的に質問を制限することがないようにしなければならない。

このため、審査官は、質問を行った者に対し、原処分安定所長等の回答の内容が理解できたか否かを適宜確認するとともに、質問を行った者が理解できない場合には、不明な点を明らかにして、再度質問を行わせるか否かを判断するものとする。

口頭審理は、公開する必要はない。

審査官の審理は、職権探知主義によるものであって、争点以外の事項についても、もし審理を要すると認めたときは、審理を行うこととなるのであるが、審理の当初から審査請求人及び原処分安定所長等の主張を無視して事実を探知することは、無用の摩擦が生ずるおそれがあるので、まず争点について、主張の陳述及び申し立てられた証拠方法の証拠調べを行い、職権による証拠調べ及び争点以外の事項についての審理は最後に行うことが望ましい。

(ホ) 調書の作成

審査官は、審査期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、審理の要領を記載すれば足りるが、特に出席者の氏名、当事者の主張、利害関係者、参与の意見、参考人、鑑定人の陳述、検証の結果等重要事項については、明確に記載しなければならない。

審査官は、その所属する都道府県労働局雇用保険主管課の職員に

調書作成に伴う事務についての援助を依頼しても差し支えない。

調書は、審査請求人、利害関係者又は参与から要求があったときは、その閲覧に供しても差し支えない。

(へ) 審査請求人が審理期日に出頭しない場合等の措置

審査官は、当事者立会審理期日において、審査請求人が出頭しないときは、当事者立会審理を経ずして審査を行うことができる。審査請求人が当事者立会審理期日に出頭した場合において審理の進行に協力しない場合も同様とする。

ニ 当事者非立会審理

(イ) 期日前の準備

当事者非立会審理を行うときは、審査官は、あらかじめ原処分をした安定所等や関係先に出張して、当事者立会審理の方式に準じて審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者等の意見等を聴き、また、必要な証拠調べ等を行っておく必要がある。

(ロ) 期日及び場所の通知

審査官は、期日及び場所を定め、参与に通知する。

(ハ) 審理の方法等

審査官は、審査請求人、原処分安定所長等及び利害関係者の意見並びにその収集した証拠により、出頭した参与の意見を聴いて審理するものとする。

なお、調書の作成その他については、当事者立会審理の場合に準じて行うものとする。

ホ 書面審理

当事者が出頭せず、参与も文書によって意見を申し立てた場合等当事者立会審理及び当事者非立会審理を行うことができない場合に行うものである。

(8) 証拠調べ

イ 通 則

(イ) 審査官の行う証拠調べの意義

審査官の審理の主たる目的は、事実関係の公正な認定を行うことであって、事実関係の認定が公正であるためには、できるだけ多くの客観的な証拠に基づいて判断しなければならない。

したがって、審査官は、証拠調べの技術に習熟し、常に事案の真相を究明するように努めなければならない。

(ロ) 証拠調べの準則

審査官の行う証拠調べについては、労審法第15条の審理のための処分の規定及び同法第14条の3の文書その他の物件の提出の規定のほか別段の定めがないが、審査官は、職権により自由に証拠を収集することができる。

(ハ) 証拠能力及び証拠力

証拠調べの手続は、証拠方法の種類によって異なるが、証拠能力についての制限はなく、また証拠力は審査官の自由な評価に委ねられているものである。

(二) 自白の効果

審理において原処分安定所長等及び審査請求人が自白した事実及び相手方の主張に対して明らかに争わない事実についても疑わしいときは証拠調べを行うことができ、また、自白に反した認否を行うことができる。

(ホ) 立証責任

十分な証拠調べを行っても、なお事実の存否が不明な場合は、その事実を基礎とする法律関係における立証責任の分配の原則に基づいて判定を下すこととなる。

立証責任の分配は、適用される法規の要件によって異なるものであるが、概括的にいえば、行政処分の一般的要件についての立証責任は、原処分安定所長等にあり、例外的に行政処分を排除する要件についての立証責任は、審査請求人にありと考えられる。

たとえば、離職理由による給付制限処分についていえば、雇用契約の解除が一方的に離職者によって行われたという要件については、原処分安定所長等に立証責任があり、それが正当な理由によるものであるという要件については、審査請求人に立証責任があることとなる。

ロ 審理のための処分の申立て及び証拠物件の提出

(イ) 申立権者等及び申立ての採否

審理のための処分の申立て及び証拠となるべき文書その他の物件の提出（以下「審理のための処分の申立て等」という。）をすることができる者は、審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に限られる。

すなわち、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与である（同法第15条第1項）。

審理のための処分の申立て等は、審査請求書又は意見書の提出の際併せて行われるのが通常であり、審査官は、その申立て等に基づいて審理の準備を行うのであるが、証拠を補充する必要があるときは、決定前であればいつでも申立て等を行うことができる。

審理のための処分の申立てがあったときは、審査官はその申立てを尊重し（労審令第13条第5項）、採用するか否かを慎重に判断しなければならないが、審理のために必要でないと判断するときはその申立てを採用しないことができる。

(ロ) 申立ての方式

審理のための処分の申立てには次のように文書による申立てと口頭による申立てとの2種の方式がある。なお、自ら文書その他の

物件を提出するときは、証明すべき事実を明らかにし、当該文書又は物件の名を表示して行うものとする。

a 文書による申立て

文書による申立ては、労審令第13条第2項各号に掲げる事項を記載した申立書（労審則第3条に規定する様式第5号）を提出して行うものである。

b 口頭による申立て

口頭による申立てを行う場合は、aに述べた事項を陳述して行うものである。この場合、審査官は、聴取書を作成し、年月日を記載して申立人に読みきかせた上、申立人とともに記名押印しなければならない（労審令第13条第3項及び第4項）。

(ハ) 証拠調べの期日及び場所

証拠調べは、審査官が審理期日以外に単独で行うことができるが、当事者立会審理を行う場合は審理期日に、当事者非立会審理の場合は、安定所等において審査請求書人、原処分安定所長等及び利害関係者の意見を聴く際に、主として行うことが望ましい。

ただし、審査請求人又は利害関係者の申立てにより、事件に関係ある事業所その他の場所に立ち入って、事業主、従事者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査しようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない（労審法第15条第4項）。

(ニ) 審理のための処分の委嘱

審理のための処分は、決定を行う審査官が直接行うことを原則とするが、やむを得ない場合は、審理のための処分の行われる地域の管轄審査官に委嘱することができる（労審法第15条第2項）。

(ホ) 審理のための処分の強制及び制裁

審理のための処分を行った事項について、この処分に応じない者及び虚偽の陳述若しくは報告又は鑑定を行った者に対しては罰則の適用がある。ただし、審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者はこの限りでない（同法第52条及び第53条）。

ただし、審査請求人又は利害関係者が正当な理由なしに審理のための処分に応ぜず、又は虚偽の報告を行う等、自ら審理を避けるごときことを行ったときは、審査官は、かかる審査請求人の意見を採用せず、若しくは審査請求を棄却し、又は利害関係者の意見を採用しないことができる（同法第15条第5項）。

(ヘ) 証拠調べの手続

労審法第15条第1項の処分に基づく証拠調べの手続は以下のとおりである。

a 参考人の審問

(a) 概 要

参考人の審問は、自然人を証拠方法として、具体的事実について自己の経験によって知っていることを審問し、その供述を証拠資料とする証拠調べである。

審査官は、参考人の審問に当たっては、参考人の供述内容の信憑性について十分配慮する必要がある。ことに、参考人と審問事項又は申立人との関係、その事実を知った根源、審問の仕方による影響、供述の模様や態度に矛盾や不明瞭な点がないか等を考慮しなければならない。

なお、参考人にやむを得ない理由があると認めたときは、書面による供述をもって審問に代えることができる。

(b) 参考人審問の申立て

審査官に対し参考人審問の申立てを行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭で（(ロ)参照）申し立てなければならない。

- i) 事件の表示
- ii) 申立ての趣旨及び理由
- iii) 参考人の氏名又は名称及び住所
- iv) 申立ての年月日
- v) 申立人の氏名又は名称及び住所

ここに申立の趣旨とは、参考人の審問という証拠方法をいい、申立ての理由とはその証拠方法によって証明すべき事実及び審問事項をいう。

(c) 参考人の呼出し

参考人の出頭を求めて審問する場合は、審査官は、相当の期間をおいて呼出状をもって参考人を呼び出さなければならない。

ただし、審査請求人又は労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者を、当事者立会審理期日又は安定所等で審査請求人の意見を聴く際に、参考人として審問するときは、その必要はない。

(d) 参考人に審問してはならない事項

公務員又は公務員であった者に対して職務上の秘密について審問を行うときは、呼び出す前に当該行政庁に参考人及び審問事項を表示して承認を請求し、その承認を得た後でなければ、行うことはできない（参考：民事訴訟法第191条）。

供述の内容が、参考人又は次に掲げる者の刑事上の訴追若しくは処罰を招くおそれがある事項又は恥辱になる事項、職務上知った事実で黙秘しなければならない事項、技術又は職業の秘密に関する事項であることを参考人が疎明し、理由があると認めたときは、審査官は審問を行ってはならない（参考：民事訴

訟法第 196 条、第 197 条、第 198 条)。

i) 参考人の配偶者、4 親等内の血族若しくは 3 親等内の姻族
又は参考人とこれらの親族関係にあった者

ii) 参考人の後見人又は参考人の後見を受ける者

(e) 参考人の審問の方式

参考人の審問は、審査官が行う。

審問を申し出た者が審問したい事項があれば、審査官に申立てなければならない。その採否は審査官が判断するが、原則としてこれを認めなければならない。(労審令第 13 条第 5 項)。

ただし、審査官は審問が既に行われた審問と重複するとき、争点に関係ない事項であるとき、その他特に必要があるときは、審問をしないことができる。

参考人の審問は、1 人ずつ行い、後の参考人を同席させないことを原則とするが、場合によっては、後の参考人の同席を許し、又は 2 人以上の参考人に対して同時に審問を行うこともできる。しかしながら、いかなる場合も、参考人に恣意的な発言が行われないようにしなければならない。

なお、審査官は、審査請求人及び労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた利害関係者以外の者を参考人として審問するときは、同法第 53 条の罰則の適用についてあらかじめ警告しなければならない。

(f) 審査請求人、原処分安定所長等及び利害関係者に対する審問

審査請求人、原処分安定所長等及び利害関係者に対する審問は、主張の審尋とは全く異なるものであって、その供述を証拠資料とするためにいわば参考人としての地位に立たせて行うものである。

なお、審査請求人及び労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた利害関係者を参考人として審問するときは、あらかじめ同法第 15 条第 5 項に規定する事項について警告しなければならない。

b 鑑 定

鑑定人は、参考人のように具体的事実を供述するものではなく、審査官の判断のための知識を補足するために専門的知識を供述する者である。

鑑定の申立ての方式及び鑑定を命ずる場合の方式は、参考人の審問の場合に準ずる。

c 書 証

(a) 概 要

文書を証拠方法として、それを検閲し、記載された意味内容

を証拠書類とする証拠調べである。

書証は、文書のうち処分証書（たとえば、行政処分の通知書、解雇予告の通知書等）及び権利関係について当初から証拠の目的として作成された報告証書（たとえば、受取証）によることを主とするものであって、事実関係についての報告書を書証とすることはなるべく避け、報告者に対して参考人として審問を行うことが望ましい。

(b) 文書提出命令

審査官は、労審法第 14 条の 3 第 1 項の規定によって文書が提出された場合を除き、審査請求人又は同法第 13 条第 1 項の規定によって通知を受けた者の申立てにより、あるいは職権により文書の所有者、所持者又は保管者に対して、相当の期間を定めて、文書の提出を命じ、又はこれを留め置くことができる。

文書提出命令は、書面によって行う。

ただし、文書の所持者を参考人等として呼び出すときは、呼出状に併記して差し支えなく、また、当事者立会審理期日に出頭した者に対しては、その際にすることができるのは当然である（安定所等において審査請求人、原処分安定所長等及び利害関係者の意見を聴く場合も同様である。）。

(c) 文書提出命令の申立て

(b)に述べた文書提出命令を発することを審査官に申し立てるには、次に掲げる事項を文書又は口頭で（(ロ)参照）申し立てなければならない。

i) 事件の表示

ii) 申立ての趣旨及び理由

iii) 提出を命ずべき文書の表示及びその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所又は居所

iv) 申立ての年月日

v) 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

d 検 証

検証は、審査官がその感覚作用によって、直接に事物の性状、現象を検査して得た結果を証拠資料とする証拠調べである。

検証は必要に応じてその検証物を提出せしめ（労審法第 15 条第 1 項第 2 号）、又は検証物の存在するところにおいて行うことができる（同項第 4 号）。

なお、(ハ)参照のこと。

検証の手続は、書証の場合に準ずる。

(9) 審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等

イ 概要

(イ) 審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与は、決定があ

るまでの間、審査官に対して提出された証拠となるべき文書等その他の物件の閲覧（電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）にあっては、記録された事項（以下「対象電磁的記録」という。）を表示したもの（以下「対象文書」という。）の閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該対象電磁的記録を記載した書面の交付を求めることができる。

この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない（労審法第16条の3第1項）。

- (ロ) 第三者の利益を害するおそれのあるときとは、第三者の個人情報識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）第14条各号に規定する不開示事由と重なるものが想定されるため、同法に基づく開示請求における取扱いを参考にすること。

なお、個人情報保護法に基づき行われた開示決定等については、行政不服審査法による不服申立てを行うことのできる行政処分であるが、労審法に基づく文書その他の物件の閲覧等は、審査請求に対する決定を行うための手続の一部であって、その可否の判断自体に処分性は認められないことから、当該判断に不服がある場合であっても不服申立てを行うことはできないことに留意すること。

また、正当な理由なく文書の閲覧等を拒んだ場合、審査請求を経た後に提起される行政訴訟において、審査請求手続の違法性を問われる可能性があることに留意すること。

ロ 提出人の意見聴取

- 審査官は、対象文書を閲覧させ又は交付しようとするときは、対象文書の提出人の意見を聴かなければならない。

意見聴取に当たっては、一定の回答期限を付して文書により照会を行う。この際、審査官は提出人の提出する意見に拘束されないことを明記すること。

ただし、審査官が、閲覧を拒む正当な理由がある場合、対象文書の資料提出の際に閲覧等の可否について意見及びその理由が提出されている場合等、その必要がないと認めるときは提出人の意見を聴取する必要はない（労審法第16条の3第2項）。

ハ 閲覧等の請求

審査官は対象文書又は対象電磁的記録の閲覧又は交付を求められた場合、必ずしも全ての対象文書の閲覧等が認められるものではないこと、閲覧等の可否に係る不服申立てはできないこと（労審法第22条の

2)、閲覧等の実施まで一定の期間を要すること、個人情報保護法に基づく開示請求も可能であることを丁寧に説明した上で、対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足る事項、交付の方法、送付による交付を求める場合にあってはその旨を記載した書面の提出を求める（労審法第16条の3第1項、労審令第14条の3）。

対象文書の特定に当たっては、具体的に記載させることが望ましいが、具体的な名称がなくとも、閲覧等を求める対象を特定できればよく、例えば「審査請求人〇〇〇〇が平成〇年〇月〇日付けで行った〇〇給付不支給処分に係る審査請求事件の審理に係る文書一式」のような記載で足りる。

記載された文書名では閲覧等を求める対象を十分に特定することができない場合は、閲覧等を請求した者に適宜確認し、確認を行った日時、相手方、内容等を請求された書面の余白に朱書きで記録すること。

なお、閲覧等の対象が膨大である場合には、閲覧等の実施までに相応の時間を要すること、また、写しの交付に係る手数料がかさむことから、閲覧等の対象から閲覧等の請求を行った者が提出した文書等を除外するなどの検討を促すこと。

二 交付の方法

交付は次のいずれかの方法によって行う（労審令第14条の4）。

- (イ) 対象文書の交付にあっては、複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法
- (ロ) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法

ホ 手数料の額

上記ニ(イ)(ロ)により交付を行う場合は、用紙一枚につき白黒の場合は10円、カラーの場合は20円とし両面に複写された用紙について片面を一枚として手数料の額を算定する。

ヘ 納付の方法

手数料は交付実施申立書（労審法施行規則第5条の2関係、様式第5の2）に上記ホにより算定された金額の収入印紙を貼って納付するものとする。

ト 送付による交付

送付による交付を希望する場合、手数料のほか送付に要する費用を郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で徴収することとなるため、審査官は文書の枚数から計算した重量に基づき、必要な郵便料金を計算すること。

また、対象文書に個人情報が含まれる場合には、簡易書留などの特殊取扱郵便として発送するための費用を合算すること。

チ 手数料の減免申請

審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、交付の求め 1 件につき 2 千円を限度として手数料を減額し、又は免除することができる（労審法第 16 条の 3 第 5 項、労審令第 14 条の 6 第 1 項）。

この場合、手数料の減免を受けようとする者は、上記イによる閲覧等の請求に併せて、当該減額を求める旨並びにその理由を記載した書面及び経済的困難等の事実を証明する書類（生活保護法（昭和 25 年法第 144 号）第 11 条第 1 項に掲げる扶助を受けている場合は、当該扶助を受けていることを証明する書類）を審査官に提出しなければならない（労審令第 14 条の 6 第 2 項、同令第 3 項）。

なお、生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書類は、市又は特別区の福祉事務所、町村が所在する都道府県の福祉事務所（当該町村の福祉事務所があるときは、当該福祉事務所）で発行されるものであること。

減免を求める理由となる「その他特別な理由」とは、生活保護法に基づく扶助を受けていないが、これに準ずる状態であり、当該事実を証明する書類については、例えば同一の世帯に属する者全ての市町村民税が非課税であることを証明する書類等が考えられる。

リ 閲覧又は写しの交付の可否の決定及び通知等

審査官は、閲覧等を拒む正当な理由の有無、提出者からの閲覧等の可否に係る意見を踏まえ、閲覧等の可否を速やかに通知する。

その際、全部又は一部の閲覧を認めるもの、全部の閲覧を認めないものに分けて記載し、閲覧の日時について調整を行なった上で当該日時を指定するとともに、審査官の所属する労働局の会議室等を指定し、写しの交付を認める場合には交付の方法、手数料の額、送付に係る費用及び納付方法等を、手数料の減免を求められていた場合には減免の可否を、併せて通知する（労審法第 16 条の 3 第 3 項）。

ヌ 閲覧等の実施

（イ） 閲覧の実施

対象文書の閲覧の実施に当たっては、閲覧を認めない部分のマスキングが適正に行われていることを必ず複数人で確認するとともに、審査官は、指定した場所以外での対象文書の破損等を防止するため、閲覧に立ち会うものとする。

写しの交付が可能である対象文書については、閲覧を行う者がカメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題など特段の支障がある場合を除いては、差し支えないものであるため、適切に対応する。

（ロ） 写しの交付

写しの交付を行う際には、あらかじめ通知した金額の収入印紙を交付実施申立書（労審法施行規則第 5 条の 2 関係、様式第 5 の 2）に貼付させ提出させることにより手数料を徴収する。

この際、当該収入印紙の額が、通知した手数料の額について過不足ないことを確認し、労働局の管理者の確認を得た上、速やかに受付印を用いて消印すること。

なお、交付実施申立書に貼付された収入印紙の額に過不足がある場合には、再度提出を指導した上で、消印を行わず、当該申立書を返戻すること。

(ハ) 写しの送付

写しの送付を行う場合には、通知した送付に要する費用を郵便切手等で納付させ、審査官はこの郵便切手を使用して簡易書留等により対象文書の写しを郵送すること。

8. 審査請求手続の終了

(1) 審査請求手続終了事由

審査請求の手続きは、通常、決定がなされることにより終了するものであるが、なお、次のごとき事由が生じたときにも終了する。

イ 審査請求人が審査請求を取り下げた場合

ロ 審査請求人が死亡（審査請求人が法人の場合には、その法人の決算終了の登記が終了）したが、その地位を受け継ぐ者がいない場合

これらの場合、特に審査終了の宣言をする必要はないが、労審法第13条第1項の規定によって通知を受けた者すなわち原処分安定所長等、利害関係者及び参与に対して、審査請求手続が終了した旨通知するものとする。

(2) 審査請求の取り下げ

イ 取り下げの方式

審査請求人は、決定のあるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる（労審法第17条の2第1項）。代理人は、特別の委任を受けた場合に限り、取下げをすることができる（同法第9条の2第2項）。なお、5の(1)のハ参照。

取下げは、審査官に対してなされるもので、原処分安定所長等との取下げの合意だけでは、効力を生じない。

審査請求を取り下げるときは、必ず書面（取下書）に次の事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない（労審令第15条の2第1項）。

(イ) 事件の表示

(ロ) 取下げの年月日

なお、代理人によって取下げをする場合には、取下書に取下げを委任する旨の委任状を添付しなければならない（同条第2項）。

ロ 取下げの通知

審査官は、審査請求が取り下げられた場合には、その旨を原処分安定所長等、参与等審査請求が提起された旨の通知を受けた者に通知し

なければならない（労審令第 15 条の 2 第 3 項）。

ハ 取下げの効果

審査請求が取り下げられると審査請求がなかったものとみなされる。したがって、審査請求期間内であれば、再び審査請求することを妨げない。

(3) 決 定

イ 概 要

決定は審査請求が決定するに熟したとき文書によって行うのであるが、審理終了後なるべく速やかに熟したときは、機会をとらえて審理終了を宣言するものとする。

ロ 決定の種類

(イ) 全部決定

1 つの審査請求手続きにおいて決定される事項が、すべて決定するに熟した場合は、全部決定を行う。審査請求が合併されたとき、共同審査請求のときも、決定の数は 1 個であるから、決定書（原本）により同時に行われる。

ただし、審査請求を分離したときは、決定は分離した数に応じた数となる。

(ロ) 一部決定

審査官は審査請求に係る事件の一部分について決定を行うことが審査を進める上に好都合で、かつ、それが可能な状態になったときは、全部の決定に先立って、一部決定を行うことができる（労審令第 16 条）。

この場合、決定書の数は 2 以上となる。

一部決定は、数個の審査請求があり、その一部の審査請求が決定を行う程度に熟し、かつ、その一部の審査請求に対する判断が他の部分の審査請求に対する判断と全く独立に行うことができる場合に限られる。

ハ 決定の態様

(イ) 審査請求却下の決定

本案審理に入った場合でも、次の場合のように審査請求の要件に欠くに至ったときには、審査請求却下の決定となる。なお、6 の(1)参照。

a 審理中において、原処分が原処分安定所長等により取り消された場合

b 雇保法第 32 条又は第 33 条の給付制限処分について審査請求が提起され、その審理中において、原処分を受けた者が所定給付日数分の基本手当の支給を受け終わった場合

(ロ) 審査請求棄却の決定

原処分が違法あるいは不当でない認められるときは、審査請求棄却の決定を行う。

審査請求棄却の決定は、あくまでも原処分の違法性、不当性を基礎として行うのであって、労審法第15条第5項の適用がある場合（審査請求人が同条第1項第1号又は第2項の規定による処分に違反して出頭しないなどの場合には、審査請求を棄却できる。）は別として、審査請求人の居所不明等の事由があったとしても、それだけの理由では審査請求を棄却できない。

なお、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものみなすことができる。

（ハ）原処分取消しの決定

原処分が違法あるいは不当であると認められるときは、その処分を取り消す旨の決定を行う。

原処分の内容の一部分が違法あるいは不当であると認められるときは、処分のその部分について取り消す旨の決定を行う。一部分取消しの決定は、その取り消される部分が処分の内容から見て分割することができる場合に限られ、処分の内容が全体として一体をなし、分割することが不可能な場合はこの決定はできない。

ニ 決定の範囲

審査官は、審査請求人の審査請求と異なる事項及び審査請求の範囲を超えた事項について決定することはできない。

審査請求の範囲は、取消しを求めている原処分の範囲内に限られ、審査請求の趣旨として表現されているものである。

しかしながら、審査請求の趣旨に対する判断は、審査請求人の申し立てる審査請求の理由に拘束されることはない。

ホ 決定の基礎

審査官は審理に現れたすべての資料状況に基づいて、自由な判断によって形成する具体的な確信によって決定の基礎となる事実を認定する。

審理に現れたすべての資料状況とは、審査請求人の審査請求の理由及び労審法第13条第1項の規定によって通知を受けた者の意見に表現された資料だけではなく、職権に基づいて審査官自ら収集した資料も含むものである。

審査官は、この事実認定を基礎とし、法令及び通達に即して決定を行う。

ヘ 決定書の作成要領

（イ）記載事項

決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（労審法第19条及び労審令第17条）。

a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所（代理人があると

きは、その氏名及び住所又は居所を併せて記載する。)

- b 原処分をした安定所長等名
- c 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所
- d 労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所
- e 主 文
- f 事案の概要
- g 審査請求人、原処分安定所長等及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者、参与の主張の要旨
- h 理 由
- i 決定の年月日
- j 審査官の職名、氏名及び私印
- k 再審査請求及び取消訴訟についての教示

(㍑) 記載注意

a 主 文

決定の主文は、決定の結論を簡潔に教示しなければならない。

特に、原処分取消しの場合は、「審査請求を容認する。」旨の記載を行うことなく、たとえば、「〇〇公共職業安定所長（又は〇〇運輸局長）が平成〇年〇月〇日付けをもって審査請求人に対してなした雇用保険法第〇条第〇項による〇〇を支給しない旨の処分は、これを取り消す。」と記載すること。

審査請求棄却の決定に当たっては、「審査請求人の審査請求を棄却する。」と記載すること。審査請求を却下する決定は、「審査請求人の審査請求を却下する。」と記載すること。

なお、主文には、不必要な言葉を付加してはならない。

b 理 由

理由は、(1)事実(2)争点(3)判断の3部分にわけて記載する。

(1)事実には、審査請求人の審査請求の趣旨（審査請求書の審査請求の趣旨を記載するのであるが、審査請求人の記載が冗漫なときは審査官が整理して、取消しを求めている原処分が的確に記載されなければならない。）、審査請求の理由（審査請求人の法律上の主張、事実についての陳述を要領よく記載すること。）、原処分安定所長等の意見、利害関係者の意見及び参与の意見（以上の意見は法律上の主張と事実についての陳述を含む。）を記載しなければならない。

なお、参与の意見については、特に意見が述べられなかったときはその旨、異なった意見が述べられたときは各意見の要旨を記載する。

(2)争点には(1)で述べられた主張・意見をもとに、決定を求めら

れている点を明確に記載する。

(3)判断には、審査官が知り得た事実について検討を加え、問題点を明らかにし、まず事実上の問題について判断の基礎となる事実を認定して、その基礎となった心証形成の理由を述べなければならない。この際、根拠となった証拠について適宜触れるものとする。

次に、法律上の問題については、審査官が判断した事実に基づいて法律上の判断を行い、その理由を明確に記載しなければならない。判断は、あくまでも当該具体的事件に即した簡潔な表現を用いて記述し、法の適用についても、いたずらに説教的あるいは討論的態度は避けなければならない。

すなわち、審査請求人の納得し得る決定文が理想的であり、審査請求人、原処分安定所長等、利害関係者及び参与の意見についてそれを採用しない場合には、その理由を明確に示すことが望ましい。

最後に、事実認定及び法律上の判断を通じて主文に掲げる結論を導きだした経路を明確かつ簡潔に記載しなければならない。

c. 教 示

審査官は、決定書に労働保険審査会（東京都港区芝公園 1-5-32 労働委員会会館内）に対して再審査請求ができる旨、国を被告として原処分安定所長等が為した処分取消の訴えができる旨、審査官の決定の取消しを求める訴訟の被告とすべき者及び出訴期間をそれぞれ記載しなければならない（労審法第 19 条第 2 項、行訴法第 46 条第 1 項）。

ただし、原処分を全部取り消す場合には、決定書に再審査請求について教示する必要はない。

(ハ) 訂正印

決定書の語句はできる限り訂正を避けたいが、やむなく訂正する場合、訂正印を押すこと。

(ニ) 決定書の記載内容について例を示せば次のとおりである。

決 定 書 (例)

1. 審査請求人の氏名又は名称及び住所

(代理人があるときは、その氏名及び住所を併せて記載する。)

2. 原処分をした安定所長等名

3. 審査請求人が、原処分を受けた者以外であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

4. 労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所
主 文

(イ) ○○公共職業安定所長が、平成○年○月○日付けをもって審査請求人(審査請求人が原処分を受けた者以外であるときは、当該原処分を受けた者)に対してなした雇用保険法第○条第○項による○○を支給しない旨の処分はこれを取り消す。

(ロ) 審査請求人の審査請求を棄却する。

(ハ) 審査請求人の審査請求を却下する。

理 由

1. 事 実

(1) 審査請求の趣旨

(2) 事案の概要(審査請求に至るまでの経過)

(3) 審査請求人の主張及び原処分安定所長等の意見

(4) 利害関係者の意見

(5) 参与の意見

2. 争 点

3. 判 断

(1) 事実の認定

(2) 法律上の判断

(3) 結論

よって主文のとおり決定する。

平成○年○月○日

○○労働局雇用保険審査官

厚生労働事務官 氏 名 印

この決定(以下「本件決定」という。)に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会(東京都港区芝公園1丁目5番32号労働委員会館内。以下「審査会」という。)に再審査請求することができる。

この再審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、公共職業安定所長が請求人になした処分(以下「処分」という。)の取消しを求めるものである。

本件決定の取消しの訴えは、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。以下同じ。)、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(決定があった日から1年を経過した場合を除く)。

原処分安定所長等がなした処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ提起できない。

取消訴訟は、国を被告として、審査請求に対する雇用保険審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(決定があった日から1年を経過した場合を除く。)。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査会の裁決を経る前又は、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に

提起することができる（裁決があった日から1年を経過した場合を除く）。ただし、①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、②審査請求についての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

ト 決定の効力発生

決定は、決定書の謄本が審査請求人に送付された（到着した）ときに効力が生ずる（労審法第20条第1項及び第2項前段）。

決定書の謄本には必ず謄本である旨の表示をし、かつ審査官が原本と相違ないことを証明しなければならない。この場合には官印を用いる。

(イ) 審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる（労審法第20条第2項後段）。

公示の方法による送達は、(ロ)に示すような公示送達文を原処分をした安定所等の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の広報に少なくとも1回掲載してすることとする。

この場合においては、掲示した日の翌日から起算して2週間を経過したときに、決定書の謄本の送付があったものとみなされる（同条第3項）から、掲示場への掲示の日と官報掲載日とが一致するように注意すること。

(ロ) 官報掲載手続は、次例のような公示送達文に、「労審法第20条の規定による公示の方法による送達の手続をとる必要があるので官報掲載方を依頼する」旨の依頼をもって、独立行政法人国立印刷局虎の門工場生産管理部官報業務室（〒105-8445 東京都港区虎ノ門 2-2-4）あてに送付して行う。

なお、この官報掲載は有料であるので、後日請求書が送付されてくることになるから、官報掲載の手続をとるときは、関係部課に事前に連絡しておくことが必要である。

(ハ) 審査官は、決定書の謄本を労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない（同法第20条第4項）。

公示送達

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

鈴木 一郎

上記の者に送達すべき平成17年第20号事件に関する決定書の謄本は、東京労働局雇用保険審査官東京太郎が保管しているから出頭の上、受領されたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

平成18年5月10日

東京労働局雇用保険審査官

東京太郎

〔備考〕

1 決定主文「審査請求人の審査請求を棄却する。」

2 決定年月日 平成18年4月10日

チ 決定の効果

決定は、当事者のみならず労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する（同法第21条）。

審査請求却下の決定が効力を生ずると、審査請求人及び利害関係者は、却下の理由となった判断に拘束され、その欠陥を是正することなく再度審査請求を提起することはできない。

審査請求棄却の決定が効果を生ずると、決定の理由の範囲内で審査請求人及び利害関係者は、その判断に拘束され、再度当該処分の違法又は不当を主張して審査請求をすることはできない（同一の理由で審査請求がなされても却下することとなる。）。

ただし、当該法律関係が確定するわけではないので、原処分庁が職権で処分の取消変更をすることは妨げない。

原処分取消しの決定が効力を生ずると、原処分安定所長等は、決定の理由中に示された判断を尊重して改めて処分をし直さなければならない（行審法第52条第2項参照）。なお、5の(1)のホの(ロ)参照。

審査会に再審査請求が提起された場合でも、審査官の決定は、審査会の裁決によって取り消されるまでは、効力を失わない。審査官は、決定後審査請求人に有利な新たな事実を発見したときにおいてもその決定を任意に取り消すことはできない。

リ 決定の変更

審査官は、決定が法令に違反したことを発見したときは、その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間以内に限り変更の決定をなすことができる。

ただし、決定を変更するために審理のための処分をする必要があるときは、この限りでない（労審法第22条）。

変更の決定は新たな決定をなすことであるから、変更後の新たな決定書の謄本を審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を

受けた者に送付せねばならず、再審査請求期間は、変更後の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算することになる。

ヌ 決定の更正

審査官は、決定に違算、書損、その他これに類する明白な語謬があるときは、いつでも申立てにより又は職権で決定を更正することができる。

決定の更正の申立ては、文書又は口頭ですることができるが、文書でするときは労審則第8条に規定する様式第10号の書面をもって行うことを要し、口頭でするときは、審査官は労審令第18条第2項に掲げる各事項を陳述させ、5の(2)のイに準じて処理しなければならない(労審法第22条、労審令第18条、労審則第8条)。

審査官は、決定を更正したときは、審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に、更正された決定書の謄本を送付しなければならない(労審令第18条第5項)が、再審査請求期間に変更はない。

ル 文書その他の物件の返還

審査官は、審査請求について決定をしたときは、速やかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない(労審法第21条の2)。なお、9の(2)のロ参照。

ヲ 不服申立ての制限

労審法第1章第2節(審査請求等の手続)の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない(労審法第22条の2)。

これは、審査官が行った個々の処分が違法又は不当であったとしても、それに基づいてした決定について再審査請求ができるからである。

9. 審査に伴う事務

(1) 指導解決

原処分についての不服あるいは疑問を有する者から質問を受けた場合は、その処分についての法律関係を説明して、審査請求の提起前に解決を試みることができる。

審査請求が提起された後審理の準備の段階において審査請求が法律関係の誤解によるものであることが明らかとなったときは、法の趣旨を説明して取下げによる解決を試みることができる。

指導解決は、審査請求の対象となる処分についての不服あるいは疑問を有する者に対して行うものであって、事件の早急な解決を急ぐあまりに、審査請求の提起人又はその取下げに無理な指導の加わることのないように注意しなければならない。

(2) 審査官の事務

審査官は、次の要領により、その行った審査状況を記録し、審査関係書

類を編綴し、及び(1)により指導解決を行ったときはその状況を記録すること。

イ 審査状況の記録

都道府県労働局において、審査請求書を授受した者は、審査請求書の原本を審査官に、審査請求書の写しを審査官のサービスの監督について権限を有する者（以下「職業安定課長等」という。）に対してそれぞれ配布すること。

審査官は次の様式による審査請求事件処理簿（以下「事件処理簿」という。）を作成し、審査請求を受け付けたときからその終結するまでの状況について記録しなければならない。

事件処理簿は、次の様式によって作成し、記録することとする。

(イ) 都道府県労働局別、年度別に作成すること。

(ロ) 審査請求を受け付けたときは、直ちに事件番号を付し、事件処理簿に登載し、常に事件の経過が判るように記録しておくこと。

都道府県労働局名 ()

平成 年度分

審査請求事件処理簿
(雇用保険)

ロ 審査状況の報告等

審査状況については、以下により、職業安定課長等に対して報告を行い、当該報告を受けた者は、必要な監督又は助言を行うこと。

事件 番号	受付 年月日	文書 受付 番号	審査請求 人及び代 理人氏名	原処分 決定所名	事件名	処理状況		審査期日					決定			決定書 送付年月日	取下げ 年月日	取下げの 趣旨及び 理由	備考
						日付	処理内容	1回	2回	3回	4回	5回	原処分 取消し	棄却	却下				
						年 月 日													
						年 月 日													
						年 月 日		()	()	()	()	()						() () ()	
						年 月 日													
						年 月 日													

注意 1 「受付年月日」欄には、受付年月日と受理年月日が異なる場合は () 内に受理年月日を記入すること。

2 「審査請求人及び代理人氏名」欄には、審査請求人氏名、代理人を委任したときは、代理人氏名を記入し、代理人氏名の前に「(代)」を記載すること。

3 「処理状況」欄には、審査請求の要旨又は審査請求書の写しの原処分決定所長、利害関係者及び参与への送付・意見書の提出等に関する通知、同通知に応じて提出された意見書の要旨など、主に「審査期日」欄に記載する管理の要領前に行う手続きの処理状況を記載すること。

4 「審査期日」欄には、当事者立会管理、当事者非立会管理を実施した日を記載 (管面管理については記載を要しない) し、出席者の氏名を () 内に記載すること。

5 「最終年月日」欄には、決定年月日又は取下年月日を記載すること。

6 「決定」、「取下げ」欄は、該当欄を○で囲むこと。

7 「取下げの経緯及び理由」欄には、取下げに至った経緯及び理由を記載すること。また、() 内については、指導解決による取下げの場合、「指導取下げ」と記載することとし、それ以外の場合は空欄とすること。

8 「備考」欄には、職業安定課長等に対する報告年月日を記載するとともに、その他事件の処理について参考となったことを記載すること。また、() 内には担当した審査官の氏名を記載すること。

(イ) 審査請求を受け付けたものであって審査請求手続が終了していない全ての案件について、毎月一回、事務処理簿により定期的に報告を行うこと。

(ロ) 併任の発令を受けている場合における当該併任に係る都道府県労働局における職業安定課長等への報告は、電子メールによって行うことも差し支えないこと。

ハ 審査関係書類の編綴について

審査請求手続が終了したときは、審査関係書類を次により整理編綴しなければならない。

なお、事件につき提出された文書その他の物件は、その決定について再審査請求がなされたときには、これらの資料が再度必要となる場合が多いので、提出人の了解が得られれば、決定書送付後3箇月程度の間はこれらの資料を保管し、再審査請求がない場合に返還するものとする。

(イ) 編綴に当たっては、次の様式による表紙を付し、表紙には、事件の内容を一覧できるように必要事項を記載すること。

(背表紙)

(表 紙)

平成 年 事件番号 第 号 審査 請求 人	審 査 請 求 事 件 綴 (雇 用 保 険)		
	事件番号 事件名	平成 年 第 号 〇 〇 審査請求事件	
	受付年月日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日受付)	
	文書受付番号	第 号	
	事 件 結 果	決 定 取下げ年月日 平成 年 月 日 決 定 取下げ	
		決 定 取下げの内容	
	審 査 請求人	住 所	
		氏 名	
	代理人	住 所	
		氏 名	
	原処分をした 公共職業安定所長等名		
	審 査 官 氏 名		
	備考		

(ロ) 編綴の順序は、事務処理の流れに従い、おおむね次によるものとする。

提出期日は翌年度の 4 月 20 日とする。

なお、決定を行ったときは、決定を行った翌月末に前月分を一括して決定書の写を本省あて送付すること。

都道府県名()

審査決定及び活動状況報告書(雇用保険)

平成 年度分

下の注意を読んでから記入すること。

決 定 等 別 処 理 期 間 別	審 査 請 求 関 係													指 導 解 決 件 数	
	処 理 対 象 件 数				処 理 状 況										
	合 計	前 年 度 以 前 結 算	前 年 度 繰 上 付 加	当 年 度 受 付	処 理 済 合 計	決 定 計	取 消 し	一 部 取 消 し	棄 却	却 下	取 下 げ	来 期 繰 越	前 年 度 以 前 結 算		当 年 度 受 付
合 計															
～1か月未満															
1か月以上3か月まで															
3か月経過後半年未満															
半年以上1年未満															
1年以上															

処理期間が半年以上かかっているものがある場合、その案件の概要及びその理由(1件ごとに記載、量が多い場合は別紙(自由様式)に記載してください)

注意

- 1 年度分をまとめて記入すること。
- 2 「指導解決件数」欄には、指導解決のうち審査請求提起前に解決した件数を記載すること。
- 3 エクセルで集計するため、行、列を追加してはならない。件数を文字列で入力してはならない。
- 4 提出前に合計が一致するか確認すること。
- 5 前年度からの繰越件数と一致しているか確認すること。

(3) 安定所長等の事務

イ 安定所長等は、口頭による審査がなされた場合に、これを受けるために職員のうちから2名以上の者を選んであらかじめ指名をしておかなければならない（労審令第5条第2項）。

ロ 口頭意見陳述において、原処分安定所長等に質問がなされた場合には、指名された職員がこれに回答することとなるため、質問の回答を作成するに当たっては、質問の内容を理解し、適確な回答となるよう努めるとともに、平易な表現を用い、質問を行った者が理解できるよう作成する。

なお、質問の内容や趣旨が理解できない場合は、適宜審査官を通じて質問者に事前に確認を行い、当事者立会審理当日に確認を行ったり、質問者の意図する内容や趣旨と異なる内容を前提として回答を作成することがないように努めること。

ハ 安定所長は、審査請求書の提出を受けたとき又は口頭による審査請求を受けて聴取書を作成したときは、速やかにこれを管轄審査官あて送付しなければならない。

この場合において、たとえ提出を受けた審査請求書の記載が不備であっても、安定所長において補正を命じ又は却下する権限はないものであるから注意すること（審査請求人が審査請求書を直接持参した場合に補正すべき個所がある場合は、その場において補正すべきことを指導することが望ましいことは当然である。）。

ニ 安定所長等は、その決定した処分について審査請求がなされた場合には、審査官の求めに応じ、当該審査請求に係る意見書その他の資料を審査官の定める期限内に提出し、かつ、その他必要な調査を遅滞なく行わなければならない。

再審査請求がなされた場合も同様である。

なお、審査請求がなされた後に、安定所長等が当該審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官にこの旨を文書により連絡しなければならない。

(4) 審査請求の費用

審査請求に要する費用は、これを徴収しない。

(5) 審理のための処分に関する審査請求人、参考人、鑑定人等の旅費、鑑定料等

イ 出頭命令者及び旅行命令権者

(イ) 審査請求を受けた審査官は、当該事件に係る審理のための処分をするため審査請求人参考人及び鑑定人（以下本号において「証人等」という。）に対して出頭を求めることができる（労審法第15条第1項）。

この場合、審査官はあらかじめ旅行命令権者（原処分が行われた安定所等を管轄する都道府県労働局主管課長）に証人等の資格、氏

名及びその他必要な事項を通知するものとし、旅行命令権者は、これに基づき、当該出頭命令に係る旅行依頼を行い、国家公務員等の旅費支給規定別表第一（甲）による旅行依頼簿に所要事項を記載の上、当該旅行者に掲示するものとする（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）第 3 条第 4 項、第 4 条第 1 項及び第 4 項）。

ただし、旅行依頼簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭又は書面により旅行依頼を行うことができる。この場合、後において速やかに旅行依頼簿に記載する事務を行わなければならない（同法第 4 条第 4 項ただし書及び第 5 項）。

(ロ) 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料である（労審令第 14 条第 2 項）。

(ハ) 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ロ 公務員に対する旅行依頼

国家公務員が証人等として旅行する場合の旅費は、その職員の職務の級に相当する旅費だけではなく、証人等として受くべき旅費を支給するものである。たとえその職員の職務に関連している場合でも同様である。

ハ 旅費の額

(イ) 審査請求人又は代理人に支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料にあつては実費額を、日当にあつては行政職俸給表（一）の 3 級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

ただし、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料の実費額が、行政職俸給表（一）の 3 級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同額を支給する（労審則第 5 条第 1 項）。

(ロ) 参考人又は鑑定人に支給する旅費の額は、行政職俸給表（一）の 3 級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額と同額を支給する（労審則第 5 条第 2 項）。

ニ 鑑定料等

鑑定人に対して支給する鑑定料の額は、鑑定の難易の程度その他の事情を勘案して、雇用保険審査官が定める額とする（労審令第 14 条第 3 項、労審則第 5 条第 3 項）。

なお、エックス線写真の作成に要する費用その他の特別の費用を負担した者に対しては、実費に相当する金額を支給する（労審令第 14 条第 4 項）。

ホ 請求手続

旅費の支給を受けようとする者は、国家公務員等の旅費支給規定別表第二（第一号様式(甲)）による旅費請求書に必要な書類（証人呼出状、鑑定委嘱書等の写）を添えて、支出官等に提出しなければならない。

この場合において、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料について実費を請求しようとする者は、要した費用を証明するに足る資料を掲示又は提出するものとし、掲示又は提出がないときは、審査官が認めた額を支給する。

資料等の作成に要した費用又は特別に負担した費用の実費を請求しようとする場合も、その額を証明するに足る書類を請求書に添付するものとする。

10. 労働保険審査会に対する再審査請求手続

(1) 概 要

審査会に対する再審査請求手続は、審査官に対する審査請求手続に準ずる。

(2) 再審査請求期間

再審査請求は、審査請求人及び利害関係者のそれぞれに決定書の謄本が到達した日の翌日から起算して2か月日以内に提起しなければならない。

ただし、正当な理由によってこの限りではない（労審法第38条）。

(3) 再審査請求人及びその相手方

再審査請求をすることのできる者は、審査官の決定に不服のある者であり、その相手方は常に原処分をした安定所長等である。したがって、審査官の決定に不服のある原処分安定所長等は再審査請求権者となることができない（労審法第38条第3項）。

審査請求をして原処分の取消しを受け、再度原処分を受けたがこれにもなお不服である場合には、直接審査会へ再審査請求をすることはできず、もう一度審査官の決定を経なければならない。これは審査請求の対象となる原処分が前回のものと異なるので、審査決定の拘束力の原則には反しない。

(4) 再審査請求の経由

再審査請求は、審査官に対する審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所又は原処分安定所長を経由してすることができるほか、決定をした審査官を経由してすることもできる（労審令第23条）。

(5) 再審査請求の方式等

イ 再審査請求は文書（労審則第2条第2項の規定による様式第4号の2）によりこれを行い、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、その代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

再審査請求書に記載すべき事項(審査官の決定を経ない場合は、(ハ)(ト)(ヌ)を除く)は次のとおりである(労審法第 39 条、労審令第 24 条第 1 項)。

(イ) 再審査請求人の氏名及び住所又は居所(再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所又は居所並びに代表者の氏名及び住所又は居所)

(ロ) 代理人によって再審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所又は居所

(ハ) 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

(ニ) 原処分をした安定所長等名

(ホ) 原処分のあったことを知った年月日

(ヘ) 決定をした審査官の氏名

(ト) 決定書の謄本の送付を受けた年月日

(チ) 再審査請求の趣旨

(リ) 再審査請求の理由

(ヌ) 決定をした審査官の教示の有無及びその内容

(ル) 再審査請求の年月日

(7) 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者との関係

(7) 法第 38 条第 1 項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同条第 2 項において準用する法第 8 条ただし書に規定する正当な理由

ロ 再審査請求には、再審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によってするときは委任状を、それぞれ添付しなければならない(労審令第 24 条第 2 項)。

ハ 再審査請求人が、再審査請求に併せて労審法第 46 条第 1 項の規定による審理のための処分を申し立てるときは、労審令第 13 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を再審査請求書に記載しなければならない(同令第 24 条第 3 項)。

(6) 意見書の提出

原処分安定所長等は、労審法第 40 条の規定により審査会から通知を受けたときは、速やかに、当該事件についての意見書を提出しなければならない(労審令第 25 条。なお、7 の(5)のロ参照。)

(7) 審査官の審査会に対する連絡

再審査請求が審査会になされたときは、労審法第 50 条において読み替えて準用する第 10 条又は第 11 条第 2 項の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、審査会は、労審法第 40 条の規定により関係者に対し通知を行うのであるが、これと同時に、再審査請求事件にかかる決定を行った審査官に対し、当該再審査請求に係る決定書その他審査官の所持する当該事件に関する証拠物件を送付するように求められるか

ら、これら関係物件は遅滞なく送付しなければならない。

その他、再審査請求に関し、審査会より種々依頼される事項があるのでかかる場合にはできるだけ便宜を図るものとする。

(8) 裁 決

裁決についても決定について述べたところと同様である。

1 1. 決定を経ない再審査請求

(1) 概 要

審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものどみなすことができる（雇保法第69条第2項）。

この場合、「審査請求をした日」とは、審査請求書が原処分庁の所在地を管轄する都道府県労働局に到達した日又は口頭により審査請求に必要な事項が陳述され、当該陳述の内容が録取された書面に陳述人が押印した日である（7の(1)のイ参照）。

(2) 再審査請求の経由

決定を経ない再審査請求は、直接審査会に対して行うことができることはもとより、審査官に対する審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する安定所長又は原処分安定所長を経由することができるほか、審査請求をされている審査官を経由してすることができる（労審令第23条第2項）。

(3) 再審査請求の方式等

決定を経ない再審査請求は、文書（労審則第2条第2項の規定による様式第4号の2）によりこれを行い、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、その代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

当該再審査請求に係る再審査請求文書に記載すべき事項は次のとおりである（労審法第39条、労審令第24条第1項）。

- (イ) 再審査請求人の氏名及び住所又は居所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所又は居所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）
- (ロ) 代理人によって再審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所又は居所
- (ハ) 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (ニ) 原処分をした安定所長等名
- (ホ) 原処分のあったことを知った年月日
- (ヘ) 再審査請求の趣旨
- (ト) 再審査請求の理由
- (チ) 再審査請求をした年月日

- (リ) 審査請求をした年月日
 - (ヌ) 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者との関係
 - (ル) 法第 38 条第 1 項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同条第 2 項において準用する法第 8 条ただし書に規定する正当な理由
- (4) 審査請求の取下げ
- 決定を経ない再審査請求がされたときは、当該再審査請求をされた審査請求は取り下げられたものとみなされる(労審法第 17 条の 2 第 3 項)。
- この場合、取下書の提出は必要ない(労審令第 15 条の 2 第 1 項)。
- なお、当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の全部又は一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合は、当該再審査請求又はその一部分について再審査請求が取り下げられたものとみなされる(労審法第 49 条第 3 項)。